

容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2024年度）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象箇所	ご意見	回答
応札価格について			
1	第2章	「応札等使用する通貨については円貨を使用してください」とのことですが、外貨建ての見積もりがあった場合は、入札時点の為替レートで円した値を用いることとしてよろしいでしょうか	為替レートについては、基準日の取り決めはございません。貴社内で適切な基準を御判断ください。 その上で、内容を電力・ガス取引監視等委員会に合理的に説明することができるのであれば算入可能です。 なお、証憑類を提出いただく際に、参照したレートがわかる資料を添付してください。 (本件は、電力ガス・取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
約定結果の公表日について			
2	第3章	約定結果公表日を明示的に4月以降に設定いただけないでしょうか。 理由：現在の記載は、公表日が早まり3月頃になる可能性もある書き方となっており、年度をまたぐかどうかで供給力提供開始期限が1年ずれるなど、影響が大きいため	約定結果の公表日については、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて前後する場合がありますが、ご指摘の「供給力提供開始期限の始期への影響」を踏まえ、「応札の受付期間」終了から3か月後を目途とし、応札年度の翌年度に公表する旨、募集要綱に反映します。
3	第3章	応札スケジュールに関して、各電源の運転開始期限をカレンダー日で明示していただいたほうがわかりやすいと思います。約定結果の通知日が確定していないのは理解いたしますが、3月と4月で運転開始期限が約1年異なるため、例えば2025年4月に約定結果が出る仮定、などとしてカレンダー日での運転開始期限の明示を頂きたいと思います。	
4	第3章	※「応札の受付期間」終了から3ヵ月後を目途に約定結果を公表します。とあるが、3か月を超える事があるか。（年度を跨ぐことはあるか）	
5	第3章	※「応札の受付期間」終了から3ヵ月後を目途に約定結果を公表します。とありますが、これは必ず2025/4/1日以降に発表されると考えてよろしいか。年度前後のため、運開始時期に大きく影響を及ぼすことを考慮しての質問（2025/3/31以前の公表になると約1年運開が早まる）。	
制度適用期間について			
6	第3章	入札手続きにの中で、制度適用期間についてですが、容量収入を得られる期間は原則20年間と記載がありますが、期間に上限はございますでしょうか。	制度適用期間は、原則20年としておりますが上限はございません。
7	第3章	(2)制度適用期間について確認したく。 プロジェクトの実際の運転開始可能時期が電源登録時の制度適用開始時期から1年以上早まった場合であっても、事業者はプロジェクト登録時の制度適用開始時まで、登録電源の制度適用開始を行わず、他市場収益のみで事業を行うことは可能でしょうか。言い換えると、商業運転開始が早まり、制度適用開始を前倒しできる状況となっても、制度適用開始の前倒しは強制されないとの理解でよろしいでしょうか。	制度適用期間は、供給力提供開始年度の翌年度としておりますので、供給力提供開始年度が前倒しとなった場合は、制度適用期間も前倒しとなります。

No.	対象個所	ご意見	回答
蓄電池・揚水の運転継続時間について			
8	第3章	揚水式水力・蓄電池カテゴリーのうち、運転継続時間が6時間以上：合計75万kWについて、揚水発電機のkWあたり改修費用は蓄電容量によらないものの、蓄電池の新設のkWコストは蓄電容量にほぼ比例することから、前回オークションよりもさらに蓄電池などの新設電源に不利なカテゴリー分けとなっている。審議会などでは、蓄電容量でのカテゴリー分けは長時間充電の新設蓄電池の新設を促進するためとされている。そこでこの75万kWについては、充電設備の新設と改修でさらにカテゴリー分けすべきではないか	ご指摘頂いた点については、今後の検討課題とし、ご意見として承ります。
9	第3章	揚水式水力・蓄電池カテゴリーの3H-6Hと6H以上それぞれで、入札量が募集量に対して未達だった場合、その未達分の容量は全体に振り分けるのではなく、もう一方の揚水式水力・蓄電池カテゴリーへ優先的に振り分けてはどうか	運転継続時間3～6時間未満、6時間以上と募集量の上限をそれぞれ設定し約定処理を行います。脱炭素電源全体で募集量に対して未達が発生した際には、運転継続時間3～6時間未満、6時間以上それぞれの上限枠を超過した電源を落札候補電源と致しますが、優先的な振り分けは行っておりません。 なお、本オークションでは全電源一律で応札価格の低い順から落札することとしております。
10	第3章	蓄電池において、3時間の継続運転が事業計画において可能なことをどのように確認するのでしょうか。	蓄電池の電源等要件「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力」については実需給期間リクワイアメントの達成状況により確認を行い、当該能力を有していない可能性が疑われる電源に関しては、個別に確認を行います。
11	第3章	揚水、蓄電池の6時間以上枠では揚水と蓄電池を別枠で募集することが望ましい。揚水の多くはこの枠で応募することが想定され、1件の規模も大きいことから、6時間以上枠は蓄電池にとっては参入機会が限定されることが懸念される。蓄電池と揚水のリプレースではコスト構造も異なり、長時間容量の設備では蓄電池は不利である。将来長時間容量の蓄電池の導入を促進するためにも、6時間以上枠では蓄電池と揚水は別枠とすることが望ましい。	長期脱炭素電源オークションの制度設計を行った制度検討作業部会では、「揚水と蓄電池は、変動性再エネの調整力として同様の機能を有しており、重要性が増しているため、できる限り同じ土俵で競争すべき」との意見があったことから、募集上限を分けることとしておりませんが、今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
12	第3章	蓄電池と揚水を同じカテゴリで括って募集上限が設定されていますが、両者にはイニシャルコストや耐用年数などに大きな差があります。また、国内調達比率の高い揚水開発と同比率の低い蓄電池開発といった違いや、揚水については地点によるものの長時間の発電が可能であり需給調整に大きく寄与できることを踏まえ、蓄電池と揚水を別々のカテゴリで募集すべきではないでしょうか。	
13	第3章	蓄電池は揚水発電にない価値を持っているため、電源の多様性をもたせるためにも募集枠を分けるべきではないか	
14	第3章	蓄電池・揚水について、運転継続時間で募集枠を分けるのは避けるべきではないでしょうか。 理由： 長時間枠は限定された技術に係る蓄電池のみの募集となりえますが、競争力のある電源を募集するという趣旨に沿わないのではないのでしょうか。 容量市場は市場であるため市場原理を尊重すべきであり、個別色の強いルールを付加すべきではないと考えます。個別の政策については市場とは別に個別に対応すればよいのではないのでしょうか。	本制度はkW当たりの価格で競争する仕組みであるため、長時間の運転継続ができる蓄電池より、短時間の運転継続しかできない蓄電池の方が価格面で有利となりますが、再エネの出力制御量の抑制に活用することを考慮すれば、長周期変動にも対応しやすい長時間の運転継続ができる蓄電池の導入を促進していく必要があります。このため、蓄電池・揚水の募集上限は、運転継続時間が3時間以上6時間未満の案件の募集上限と、運転継続時間が6時間以上の案件の募集上限に分けて設定することとしています。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
15	第3章	意見： 蓄電池・揚水電源の募集上限は、「運転継続時間が3時間以上6時間未満の案件」と、「運転継続時間が6時間以上の案件」に分けて設定され、それぞれ75万kWに設定されとの事であるが、蓄電池・揚水電源における募集上限を、さらに引き上げていただきたい。 理由 前回オークションでの「蓄電池・揚水」は募集上限の100万kWを大きく超える455.9万kWに達したが、そのうち落札したのは109.2万kW、落札率が24％であった。一方で、水素混焼、アンモニア混焼、バイオマス専焼、原子力、LNG専焼火力等の落札率はいずれも100％であり、競争原理が実質働いていない状況と、少なくとも外形的には捉えられる状況。 前回オークションの結果を踏まえ、事業からの応募が多く（＝他の電源と異なり落札率が低い）かつ競争原理が働いている「蓄電池・揚水」電源の上限の更なる引き上げを、他の電源の落札率との平仄も見つつ実施して頂きたいため。	今後の募集量・募集上限の検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
16	第3章	出力抑制対策という意味では6h枠ではなくさらに長時間の8h枠を設けるべきではないか	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
17	第3章	蓄電池・揚水の最低設備容量（1万kW→3万kW）について 第93回制度検討作業部会では、松村委員や秋山委員から、「費用効率的」な競争環境であるべき旨ご発言があったが、どのような整理で3万kWになったのか説明頂きたい。 蓄電池応札の平均が3.5万kWだったというのは認識しているが、3万kW以上の応札が「費用効率」であったといえるのか。 （参考）第93回電力・ガス基本政策小委 制度検討作業部会 議事録 p.11 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/093_gijiroku.pdf	第2回入札から、蓄電池と揚水の最低応札容量を3万kWに引き上げる理由は、本制度では応札価格の監視や還付手続など、メインオークション以上に制度の運用コストがかかる等の理由から、原則10万kW以上の大規模な電源投資案件を対象としています。したがって、第1回入札の結果では、応札した蓄電池案件の設備容量（送電端）が平均3.5万kWであったことを踏まえ、第2回入札では、蓄電池・揚水の最低入札容量を引き上げることとしております。ただし、3万kW以上に今後引き上げることを検討するにあたっては、御指摘のとおり、松村委員や秋元委員からの御指摘も踏まえ、費用効率の面も含めて検討して参ります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
募集内容について			
18	第3章	電源等要件における「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」というのは、アセスメント対象容量を指すのか？それとも、応札容量を指すのか？	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は、当該電源の所内消費電力および自家消費のために必要な容量、自己託送および特定供給のために必要な容量並びに特定送配電事業者が利用するために必要な容量およびFIT/FIP容量、その他本オークションの対象外となる容量を控除した容量となります。 長期脱炭素電源オークション制度概要説明会資料（応札年度：2024年度実施分）P25 https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/202407_youryou_gaiyousetsumei_long.pdf
19	第3章	複数台で運用している揚水式発電所において、現在運転継続時間が5時間であるものの、全号機リブレースすることにより運転継続時間が6時間以上となる見込みである場合、最終号機応札時までは運転継続時間 5 時間、最終号機は 6 時間で応札するという認識でよいでしょうか。 同時施工はできないため、最終号機の応札は後年度となります。	運転継続時間は、応札電源毎に提出する期待容量等算定諸元一覧における各月の発電可能時間の年平均値となります。
20	第3章	『揚水式水力、蓄電池については、基本的には火力（GT又はGTCC）の系統連系技術要件で求められている調整機能を参照した調整機能（連系電圧：特別高圧、設備容量3万kW以上、調整機能：GF・LFC・EDC 応動時間：GFは10秒以内、不感帯：GFは±0.01Hz以下、調定率：GFは 5 %以下、遅れ時間：GFは 2 秒以内・LFCは20秒以内・EDCは20 秒以内。その他の項目については、系統連系技術要件（GT又はGTCC）の要件を参照）を満たすものとします』との記載があるが、調整機能としてはGF、LFC、EDCのいずれか一つを有していれば要件を満たしているとなるか、いずれの機能も具備する必要があるか、固定費の算出結果に影響がある為、明示頂きたい。	調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、調整機能として全ての機能（GF、LFC、EDC）を求めるという整理がなされております。 https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2022/files/chousei_84_02.pdf （p28） ご指摘を踏まえ、全ての調整機能（GF・LFC・EDC）の要件を満たす必要がある旨、募集要綱に反映します。
21	第3章	【修正意見】調整機能について、以下のとおり修正いただきたいです。 （修正案）不感帯：GFは±0.01Hz以下（基準周波数50Hzの場合）もしくは0.012Hz以下（基準周波数60Hzの場合） （理由）需給調整市場の取引規定に記載の技術要件との平仄	ご指摘を踏まえ、修正致します。
22	第3章	・「エ プロジェクトファイナンス等により建設された…担保設定等について…協議させていただく場合があります」とありますが、担保設定自体がNGとなる場合もあるのでしょうか。	プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等について、文書の取り交わしを行う場合は、容量提供事業者との協議を通じて文言の調整を実施いたします。 具体的に相談したい案件が生じた場合に、容量提供事業者より問合せ窓口までご連絡願います。 なお、主に以下の点について確認させていただきます。 ・地位譲渡先の事業者が容量確保契約上の権利・義務を履行可能であることが担保できる文言であるか。 ・容量提供事業者が本機関に対して有する債権だけでなく、ペナルティなどの債務も一緒に譲渡されること。 ・容量確保契約の解除に関する本機関の権利が制限されないこと。
23	第3章	P12〔（５）参加登録した事業者が登録可能な電源等 ①脱炭素電源 安定電源 D.水力電源〕 「一般水力」を「揚水式」へ改造するケースだけではなく、「一般水力」を「一般水力」として、「揚水式」を「揚水式」としてリブレースを行うケースについても、期待容量を3万kW以上大きくする場合は、「新設」と認められないのでしょうか。 【背景等】 「水力電源」の「新設」の要件について、第十一次中間とりまとめ（案）のパブリックコメント「長期脱炭素電源オークションガイドライン（案）」P24の意見6において、本オークションでは、発電所に「発電機の増設」を行う場合は、「リブレース」ではなく「新設」に該当するものと理解しております。また、「水力電源」の場合は、募集要項（案）P14※9に記載のとおり、調整式、貯水式および流込式の「一般水力」を「揚水式」へ改造する場合で、期待容量が3万kW以上大きくなるケースのみ「揚水式」の「新設」として認められています。しかしながら、「水力電源」の場合、前述のケースの他、リブレースに伴って行う土木構築物の改修・改造、最新技術で設計した高効率な水車・発電機や付属装置の採用、使用水量の増加などのリバウリングや再開発によっても期待容量を増強できるケースがあり、これらは「発電機の増設」や「発電所の新設」と同等の効果があると考えられます。このように、「一般水力」を「揚水式」へ改造するケースだけではなく、「一般水力」を「一般水力」として、「揚水式」を「揚水式」としてリブレースを行うケースについても、期待容量を3万kW以上大きくする場合は、「新設」と認められないのでしょうか。	調整式、貯水式、流込式の水力電源を、揚水式へと改修する電源については、期待容量が改修前と比較して 3 万 kW 以上大きくなる場合のみ、揚水式の新設電源に該当することとされています。 この趣旨は、水力電源については燃料転換と違い、改造によって機能追加されるケースがあることから整理しているものです。 よって、一般水力を一般水力として、揚水式を揚水式としてリブレースを行うケース（期待容量が3万kW以上増加の有無にかかわらず）については、新設とは認められません。 ただし、御意見を踏まえ、流込式の水力電源を、調整式・貯水式の水力電源へと改修する電源については、本制度における扱いが変動電源から安定電源へと代わり、調整式・貯水式の水力電源が新たにでき上記の制度趣旨と合致することから、期待容量が改修前と比較して 3 万kW以上大きくなる場合のみ、調整式・貯水式の新設電源に該当する旨、明確化します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
24	第3章	本オークションに参加できない電源として、「（ア）既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源」とあるが、募集要綱（応札年度：2023年度）の意見募集No.66にあるように、制度適用期間とメインオークション落札年度が重なってはいけないという理解で間違いないでしょうか。	本オークションは、発電・供給時にCO2を排出しない脱炭素電源への新規投資が対象となっているため、既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源は、新規投資対象ではないため、本オークションの対象外となっております。 ただし、既設火力電源については、脱炭素化のための改修を前提とせずに、メインオークション・追加オークションに落札した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源（電源等差替によって差替先として市場に参加した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含む）の参加は可能です。
25	第3章	"電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者とする"に関して、電源を維持・運用する者として、どんな証明書類が必要ですか？	誓約書に記載のとおり、募集要綱に従って手続きをいただいております、本件に対して、証明書類は不要です。 ただし、必要に応じ事業計画書内の事業実施体制図を提出いただき確認いたします。
26	第3章	同時落札について、蓄電池の場合、一定数量の調達を前提とした価格で入札するため、その場合、一方の入札だけ非落札となった場合に前提となる一定数量の調達が難しくなることから、異なる入札地点においても同時落札を認めてはどうか	主要な共用設備（燃料基地に限定。）がある場合、異なる場所の複数電源であっても、同時落札条件を付け応札を可能としておりますが、一定数量の調達を前提とするケースについては同時落札条件は認められておりません。
27	第3章	第1回長期脱炭素電源オークションの結果として、電源の偏在化が生じていることがわかります。容量市場のメインオークションにおいては、供給信頼度が不足するエリアに対して追加オークションの募集量を設定するなどの対応が行われていますが、長期脱炭素電源オークションにおいてはそのような手当てが何ら存在していません。特に応札量の多い蓄電池については、需給調整市場での活用も望まれるところですが、連系線上の制約や東西での周波数の違いから、エリアの偏在化が著しい場合、エリアで必要な調整力が不足する可能性があります。このため、エリアごとの募集量についてルールを設けるべきではないでしょうか。	御指摘のとおり、落札電源のエリア偏在の状況も勘案しながら、募集方法について必要に応じて検討してまいります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
28	第3章	最低入札容量について、変動電源の太陽光・風力では10万kw以上、と設定されているが、一部の大規模洋上風力を除き、太陽光・風力では10万kw以上という規模はリブレースも含めて現実的ではなく、太陽光・風力の最低入札容量の引き下げを検討するべきと考える。現状では太陽光・風力のような分散電源への配慮が無い状況となっていると考える。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
29	第3章	原子力電源については新設・リブレース又は既設の原子力電源の安全対策投資が対象とされているが、原子力電源は1件あたりの規模が大きく、万が一事業を実施できない場合には全体計画に対する悪影響も大きいため、少なくとも①地元同意の取得、②原子力規制委員会による設置許可の取得、③運転開始時期の決定等、事業実施の蓋然性を高めるための要件を課すことが必要ではないか。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
30	第3章	水素・アンモニア・バイオマスの上流側固定費について、燃料費として支払う費用のうち固定費と認められる合理的な説明があった部分については、応札価格に参入可とのことだが、eメタンによる脱炭素化も想定されるところ、eメタンについても同様に燃料費として支払う費用のうち固定費と認められる合理的な説明があった部分については応札価格に参入可となるのか？ （本年度はeメタンを燃料とする発電所は対象外とのことだが、将来的な観点からお伺いさせていただきたく存じます。）	今後、eメタンを燃料とする発電所がオークションの対象になる場合、その取り扱いについて検討してまいります。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
接続検討回答書の提出期限について			
31	第4章	今次オークションでは、接続検討回答書の提出期限が電源等情報登録の期限である10月25日迄とされており、前回のオークションのように1月までの延長が予定されていません。期限に間に合うためには、接続検討申請は遅くとも7月25日までに受理される必要があることを意味します。しかしながら、蓄電池については最低入札容量が30MWという新しい閾値に変更されたことにより、オークション参加者が容量を増やすための再設計や接続検討提出の準備をしていたというケースが多く考えられます。2023年度のオークション結果が発表された時期(4月26日)と、接続検討申込の提出期限の公表の時期(6月28日)ことを考えると、こうした設計変更を可能にする期間が十分に確保されておりません。これにより、設計変更が進行中で、すでに土地が確保され、許認可の承認を受け、地元からも受け入れられている既存のプロジェクトへの参加を大きく妨げることになります。前回のオークションのように、接続検討回答書の提出期限を1月までに延長することをぜひ再検討くださいますようお願い申し上げます。	本オークションは参加登録の審査に合格した場合のみ、応札参加資格が得られる仕組みとなっており、事業実施能力を担保するための方策として、参加登録時（具体的には電源等情報登録時）に接続検討回答書の提出を求めています。 初回オークションにおいては、制度上の要件化から参加登録までの期間が短く、間に合わないとの意見を踏まえ、初回に限った緩和措置として、参加登録時点では接続検討申込書による代替を可能とし、応札直前の1月15日まで提出期限を延長しました。 第2回オークションにおいては、本来ルールである参加登録時の提出が必要と考えおりますが、参加登録の準備に大きな影響を与える要件変更が行われた電源（「蓄電池・揚水」と「一般水力」）に限っては、他電源との公平性の観点から、合理的な範囲で緩和することが望ましいと考えられるため、以下の緩和措置を講じ、募集要綱にも反映することと致します。 ✓ 接続検討回答書の提出期限を、電源等情報登録期間の10月25日から11月28日まで延長する ※国の中間とりまとめ案公表（6月28日）を起点とし、接続検討回答書の発行までの標準期間5ヶ月を踏まえ設定 なお、接続検討回答書の提出期限延長に伴い電源等情報の審査期間以降のスケジュールについても、一部見直しを行います。
32	第4章	電源等の情報登録時に「接続検討回答書」の提出が必要とありますが、昨年要綱をもとに24年度オークションの参加に向けた計画を進めており、本要綱の期日では提示が間に合わない可能性が高く、昨年要綱と同じく応札受付期間直前の1月15日までの期間設定の検討をお願い申し上げます。 経過措置対応として、TSOへの申込受付メールの添付など、申請中であることがわかる資料の提出で対応ご検討いただけますでしょうか。	
33	第4章	電源等情報の登録に際して接続検討回答書の提出を要することとなっている。一方で接続検討申込～回答書の発行までは5カ月程度要する。 今回オークションから、揚水・蓄電池に関しては、最低応札容量が3万kW以上となったことや、6時間率を前提とした募集枠上限が設定されたことを踏まえると、接続検討のプロセスのやり直しを要するケースも想定される中、電源等情報の登録に際して接続検討回答書の提出が困難なケースも発生するのではないか。回答書に代わり、検討申込を行い回答書の発行までのプロセス渦中にあることを証する書類の提出にて、応札に臨むことを許容するなどの救済措置の検討を要するのではないか。	
34	第4章	電源等情報の登録における必要書類である「接続検討回答書」について、接続検討申込～接続検討回答書の発行までは募集要綱に記載があるように通常5ヵ月程度要することを踏まえると、例えば意見募集公表時点(7月17日)から接続検討申込したとしても、電源等情報の登録受付期間（10月21日～10月25日）に間に合わない可能性があります。 提出期限や代替書類の再考をお願いします。具体的には2023年度と同様に、電源等情報登録時には、接続検討の申込の受付が受理された際に一般送配電事業者等から通知される証憑で代替し、応札の受付期間前(1月中旬)までに「接続検討回答書」を提出することを認めていただきたい。	
35	第3章	電源等情報の登録受付期間」として2024年10月21日～2024年10月25日を予定しているようですが、弊社が取り組んでいる九州電力殿管内での接続検討が遅々として進んでいません。 同時期に、複数社から複数件が申し込まれ作業が輻輳しているようです。 ちなみに、弊社の申込み書は4月に提出して未だにドラフトが完了していない状況です。（検討料の支払い請求が無い） 今一度、各電力会社での対応状況をご確認いただき、受付時期の見直しなど対策をお願い申し上げます。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
36	第3章	(1)募集スケジュールですが、弊社今年度の登録に向けて予め準備して系統連系接続申込を6月27日に提出し、その後書類不備及び修正対応をしているのですが、東北電力ネットワーク(株)が大変混雑そている様で未だに正式受付の通知を受けることができておりません。 昨年度は電源等情報の登録受付期間が先延ばしになる措置を取られたとのことですので、今年度も同様な配慮をお願いしたく存じます。	No,31参照
37	第3章	電源等情報の登録受付期間が前回の長期脱炭素電源オークションの期間より2週間ほど早くなっているが、前回のスケジュールと同等にして頂きたい。前回のスケジュールを前提に接続検討申込を進めている案件も多く、2週間予定が早まるだけで登録できなくなる電源が多数ある。電力会社の申込受付までの期間が通常より長くなっていることについて、本オークションの案件が殺到していることも一因であることを鑑みると、接続検討回答の提出メ切を配慮して頂きたい。	
38	第3章	接続検討の提出期限は10/21～25（電源情報の登録受付期間）内と認識してよいか	
39	第4章	接続検討回答書は電源等情報登録時に必須とのことであるが、今年度より、接続検討の申込みから申込み受付まで2ヶ月以上要することとなり、実質、TSOの接続検討回答に要する期間が2ヶ月以上伸びたことになるが、貴庁への接続検討回答の提出タイミングが昨年度の第1回長期脱炭素電源オークションに比べ約3ヵ月早まっている状況である。そのため、昨年度と同様に、電源等情報登録時については接続検討の申込の受付が受理された際に、一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とするのが妥当ではないか。	
40	第4章	電源等情報登録時の「接続検討回答書」の提出に関し、連系先の一般送配電事業者側の事務手続きや申込の集中等、容量提供事業者側で左右することができない事由で回答書の受領が遅れることも予想される為、2023年度同様、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とし、別途応札前に提出期限を設けて頂きたく何卒宜しくお願い致します。	
41	第4章	電源登録時に接続検討回答書の提出が必須となっておりますが、2024年度の送電端容量が最低3万KWに変更されており、接続検討の申し込みにも約5か月必要であることも、電力広域的運営推進機関は理解しているにも関わらず、今年度に向けて1万KW以上（送電端3万KW以下）で接続検討申し込みをしていた事業者は、今年度のオークションに参加できないのはおかしいので、参加容量を変更するのであるならば前年度には変更する旨を通知して、自由競争ができるようにするべきではないか。	
42	第4章	※1 電源等情報登録期間中に接続回答書の提出が必須となっているが、昨年のように、1月中旬までに延長いただきたい。 理由は、現在各電力会社の対応が非常に遅く、通常受理されるまで2ヵ月との記載があるが、実際半年以上経っても受理されない経験もしている。よって、事業者に左右できない事象につき、制度側で補っていただきたい。	
43	第4章	※1：電源等情報登録時に「接続検討回答書」を提出要とありますが、蓄電池の送電端容量が30MW以上となった事実を踏まえ、再申請するには十分な時間的余裕がなく、昨年同様、2025年1月15日までに接続検討回答を提出することを認めていただきたく	

No.	対象箇所	ご意見	回答
44	第4章	接続検討回答書の提出期限について、昨年度と同様に電源情報登録期間中に準備できない合理的な理由がある場合には提出期限の延長が認められる認識で良いか。（電源情報登録時点では接続検討の申込の受付が受理された際に、送配電等業務指針第81条第3項に基づき一般送配電事業者等から通知される証憑で代替）また、延長が認められる場合の提出期限をご教授いただきたい。	No,31参照
45	第4章	・電源等情報登録時に「接続検討回答書」の提出が必要とありますが、特に北海道エリアでは接続検討申込から申込受理までに時間を要しており、電源等情報登録に間に合わない見込みです。昨年度は、電源等情報登録時は接続検討申込受理のメールを添付し、接続検討回答書は入札までに添付する形でしたが、今年度も同様の形としていただきたく。	
46	第4章	接続検討回答書の提出につきまして、本年は電源情報登録時に必須、と変更されているようです。 昨年と同様となるよう、翌年1月までを期限としてもらえるように条件をお戻しいただけないでしょうか。 昨年の募集要綱に記載された情報に基づき、接続検討回答書は1月の提出には間に合うという前提で、計画を一部変更いたしました（接続検討回答書を改めて発行いただく内容の変更になります）。当初開示されていた情報では間に合うスケジュールで実施しておりましたが、突如期限が変更となりますと、期限に間に合わなくなる可能性がございます。 また、本件のようなケースは、他事業者においても同様に起こり得るのではないかと考えております。 昨年と同様の期限としていただくか、救済措置のご検討をお願いいたします。	
47	第4章	接続検討回答書は1年が有効期間として定められている一方、※1では2023年6月21以降の受領を対象とし、有効期限は問わないと記載されている。接続検討の諸条件は時期や外部環境により変化するものであり、妥当性ならびに公平性の観点から、接続検討には有効期限内であることを求める必要がある。 さらに、※1には接続検討申込～申込の受付～回答書の受領まで5カ月程度かかると記載されている上、加えて現状は各TSOへの接続検討申込が殺到しており、申込から受けまで一部案件で2カ月を超過している。しかしながら、本要綱（案）の公表日(6/27)から電源登録締切日（10/25）の期間が5カ月に満たず、本年度から検討する新規案件は参加条件を満たすことが不可能な状況であり、本年から検討する新規案件と昨年度以前の検討案件で大きな不公平がある。脱炭素オークションの趣旨である新規の電源開発・投資の促進の観点からも、上記を鑑みて、接続検討回答受領期日について、10/25から一定の裕度を設定頂くことを強く要望する	
48	第4章	昨年度と同様に、安定電源の登録項目のうち接続検討回答書の提出期限を翌年1月15日程度まで延長することを提案します。現在、蓄電池の開発が各地で活発に進んでいる一方で、昨年度の落札価格から予測される厳しい価格帯での競争が見込まれます。このため、事業者は蓄電池設置の最適地の開発において、土地交渉などを含めて条件の良い地点を選定し続ける必要があります。しかし、接続回答を登録時に提出することが求められると、より競争力の高い地点が入札に参加できない可能性が生じます。これは国益を損ねることになるため、昨年度同様に回答書の提出期限を延長することが必要と考えます。ご検討のほど、どうぞ宜しくお願い致します。	
49	第4章	P23において、接続検討回答書を電源等情報の登録受付期間中に提出するように記載があります。 オークション入札予定案件のうち、今後接続検討申込を実施するものについては、検討受付から回答まで標準3か月とされており、受付までにも2か月程度要することを考えると、今から接続検討申込を行ったとしても、すでに提出が間に合わない可能性があり、昨年度同様に接続検討申込の受付が証明できる書類で代替すること、もしくは接続検討回答書の1月までの提出を認めていただきたいです。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
50	第4章	初回オークション同様、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、送配電等業務指針第81条第3項に基づき一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とし、2025年1月27日までに「接続検討回答書」を提出させていただく等のご配慮いただけると幸いです。 【背景等】 (5)安定電源の登録項目および提出書類の中に「接続検討回答書」があります。本回答書の入手は、一般送配電事業者等へ接続検討申込から接続検討申請が受理されるまでの3ヶ月間、その後、接続検討申請の受理から接続検討回答書の入手までの3ヶ月間の計6ヵ月程度を必要とします。電源等情報の登録受付期間が～10月25日となっており、本要綱が確定・公表されるのが9月頃とされております。例えばLNG専焼募集枠等の追加等や本要綱が確定・公表されてから事業化を決めていく事業者は電源等情報の登録受付期間に対して厳しいスケジュールとなります。初回オークション同様、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、送配電等業務指針第81条第3項に基づき一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とし、2025年1月27日までに「接続検討回答書」を提出させていただく等のご配慮いただけると幸いです。また、供給力供出期間20年間という長期脱炭素電源オークションという制度を鑑み、次回オークション以降もご配慮いただけると幸いです。	No,31参照
51	第4章	電源等情報登録時に「接続検討回答書」の提出がないと、オークションへの応札参加が認められないことになっていますが、今回募集要綱(案)のP23でもご記載のとおり、検討申請～回答書受領までに5ヵ月間の期間を要します。 この接続検討申込書の提出においては、単線結線図や電源設備等の配置図(平面)等を求められており、メーカーや電池の種別、型式等で配置スペースが左右される蓄電池においては、候補敷地内に収まる製品の選定が必須となります。 しかしながら、第56回容量市場の在り方等検討委員会(6/27)の募集要綱（案）にて、蓄電池への規律（廃掃法上の広域認定等）が追加されたことにより、蓄電池メーカーの再選定を余儀なくされるリスクが生じていること、及び7月中旬現在でも入札要綱は未確定であること等を踏まえると、申請から5ヵ月要する接続検討回答書を電源登録(10/25締切)までに間に合わせるのは困難です。 つきましては、接続検討回答書の提出時期を今から他社メーカーで検討申込～回答書受領を考慮した時期(来年1月or入札時)まで延期していただくよう要望いたします。	
52	第4章	電源等情報登録時の「接続検討回答書」の提出が必要ということだが、今回の募集要綱案が一般に公開された時点から計5か月後（受付まで2か月、発行まで3か月）は既に期限である2024/10/25を大きく超えていたため、当該書面の提出は昨年度と同様後ろ延ばし頂きたい。募集要綱に則り、応札を検討する事業者の考えを考慮いただけるとありがたい。	
53	第4章	電源等の情報登録時に「接続検討回答書」の提出が必要とありますが、昨年要綱をもとに24年度オークションの参加に向けた計画を進めており、本要綱の期日では提示が間に合わない可能性が高く、昨年要綱と同じく応札受付期間直前の1月15日までの期間設定の検討をお願い申し上げます。	
54	第4章	昨年度は翌年1/15まで接続検討回答書の提出の延長が認められておりました。一方、接続検討には、最短で3ヶ月かかり、一般送配電事業者の業務状況により、実質的にはもっと長くかかるケースが多くなっております。すると、募集要項が発行される前に発電設備の詳細仕様を決定して、接続検討申込の手続きを始めていなければ、応募に間に合わないことになります。募集要項が発行されてからの対応で間に合うスケジュールとするために、既に接続検討申込手続きを開始している場合は、これを証明する書類の提出を以て代替できるなどの措置をして頂くよう、お願い致します。	
55	第4章	電源等情報登録時（2024年10月21日～10月25日）に接続検討回答書を提出できなければ応札に参加できないとあります。この「電源情報登録時までに接続検討回答の提出が必要」を見直していただきたい。系統用蓄電池の最低入札容量の改定に関わる議論は、2024年5月27日の「第93回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会」（最低入札容量が変更になったのは2024年6月28日 第94回と認識しております）で行われておりますが、この資料を閲覧した後、事業者が蓄電池容量を見直し、接続検討を実施しても回答受領までの最大期間5か月がかかった場合、電源情報登録時に間に合わないこととなります（※）。従い、「接続検討開始通知を受領しており、電源等情報の審査期間中での提出が可能であれば応札参加を認める」など、条件の緩和をご検討いただけますでしょうか。※実際には土地の再取得交渉や機器配置見直し等に時間を要するため、最短6月半ばでの申請になると思われます。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
56	第4章	"電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに 2 ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに 3 ヶ月程度を要します。また、接続検討回答書は原則として 2023 年 6 月 21 日以降に発行されたものであれば、証憑として受け付けることとし、有効期限は問いません。]"の箇所について、以下のとおり意見申し上げます。 ・長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）における揚水・蓄電池の最低入札容量の引き上げが初めて議論されたのは、第93回制度検討作業部会（5月27日）と認識しています。この日から、今般公表された電源等情報登録期限までの期間が約5か月であったことから、引き上げ後の最低入札容量に基づいた接続検討回答書を期限までに取得するためには、審議会での議論結果や取りまとめを待たずして接続検討を申し込むことが必須であったことになります。 ・一方、貴機関より 5 月9日に発信された「容量市場 長期脱炭素電源オークションにおける証憑書類（接続検討回答書）について」には、昨年度とは異なり、電源等情報の登録受付期間中に接続検討回答書の提出が必須となることを示す記載はなく、上述のような行動を取る必要があることを事業者に見えさせるものではなかったと受け止めております。 ・従い、入札スケジュールに関する情報が公表された後に接続検討申込を行う場合は実質として接続検討回答書の取得が間に合わないため、審議会での議論を踏まえて接続検討に向けた技術検討を行う事業者に十分な対応期間を与えず参入機会を制限する一方、昨年度の入札で3万kW以上での検討をしていた事業者を優先的に参入させることになり、機会の公平性の観点から課題があるものと考えます。 ・また、時間的猶予がない中で検討不十分な状況であるにも関わらず接続検討申込を行うような事業者が出てくるとも想定され、一般送配電事業者側での適切な検討に影響することも懸念されます。 ・以上より、今回については周知期間が必ずしも十分でなかったと思われ懸念事項もあることから、昨年度の募集要綱と同様に、接続検討回答書の提出期限について猶予（例えば1月中旬まで）を認めていただくことを希望します。また、今後について、例えば今回のように、接続検討の実施に必要な重要な諸元に関わる募集条件の見直しがあった場合などには、接続検討回答書の提出期限について猶予（例えば1月中旬まで）を設けるような仕組みとすることを要望いたします。	No,31参照
57	第4章	電源等情報登録時に必要な接続検討回答書については、電源等情報登録時に準備が整わない場合2023年度同様に、一般送配電事業者等から通知される証憑での代替を可能とし、接続検討回答書については、応札の受付期間の直前（2023年度は2024年1月15日）までの提出の猶予期間を設けていただけないでしょうか。	
58	第4章	接続検討回答書につき、管轄電力会社との協議が2か月とされているところ、九州電力送配電管轄の案件につきまして、2か月を超過する協議期間となっております。具体的案件の経過を一例として記載しますが、2024年5月31日に提出した接続検討申込においても、未だ受付がなされず、書類不備のチェックすら進んでいません。上記より、「電源等情報の登録受付期間」に接続検討申込の回答書を入手できない可能性が想定される為、昨年同様の猶予措置を検討頂きますようお願いいたします。	
59	第4章	3.電源等情報の登録（7）※1に、【電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください】とありますが、接続検討の回答を得るまでに、設計を行い、電力協議（2か月）を経て受付が完了し、回答受領に3カ月を要します。さらには、一般送配電事業者様の検討もご多忙によりすぐに確認頂けていないところも見受けられ、上述の期間や要件の中で電源等情報の登録までに接続検討の回答を得ることが実質非常に困難となっております。2023年度のパブリックコメントでのご質疑、ご回答と同様に、2024年も電源等情報登録時に接続検討の回答書の準備が整わない場合は接続検討の申込の受付が受理された際に通知される一般送配電事業者からの通知を証憑として代替することを可能として頂きたく存じます。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
60	第4章	前回と異なり接続検討回答書の提出期限が電源等情報登録時となっていますが、前回と同様に1月までとしていただけないでしょうか。 理由：接続検討回答書を受領しているかどうかは案件の進捗の目安でしかなく、また、回答予定日は一般送配電事業者から事前に受付時に通知される（応札に間に合うかは事前に分かる）、供給力提供開始の時期又は期限を過ぎればペナルティを課せられるといったことを踏まえれば、電源等情報登録時に接続検討回答書を求める必然性はないと考えられます。 または、不用意な電源等情報登録を防止するという観点では、回答が応札に間に合うことが分かる証憑（一般送配電事業者からの接続検討開始（回答予定日）の連絡文書等）の提出をもって足りるのではないのでしょうか。 落札後の属地エリア内の場所変更は可能であることを踏まえれば接続検討回答書を早期に求める必要はなく、審査負担軽減の観点でも接続検討の回答が応札に間に合うことの証憑提出で十分と考えられるため、本件の再検討をお願いいたします。 接続検討に要する期間と本オークションの手続に要する期間が同程度であることも考えれば、後者の入口で接続検討の回答を求めることで、電源開発の機会を無用に喪失させる又は遅延させるおそれがあるとも考えられます。	No.31参照
61	第4章	募集要綱確定より証憑書類(接続検討回答書)提出締切までの期間が短く、オークションに参加出来ない案件が発生すると考えます。電力各社での業務が輻輳しており、接続検討申込から回答受領まで長期間を要しています。従って、最短でも電源情報等審査期間終了までの延長が必要と考えます。ご検討の程、よろしく願いいたします。	
62	第4章	第4章3.(7)※1において、電源等情報登録時に「接続検討回答書」を提出できない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加できないとの記載がございますが、第1回オークションの募集要綱では、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することができ、「接続検討回答書」の提出は2024年1月15日までに行えば足りるとする救済措置が設けられておりました。今回の第2回オークションでは、そのような救済措置は取られないのでしょうか。	
63	第4章	電源登録時の「接続検討回答書」の提出について、今回のオークションの要綱が本募集要項終了後の8月末ごろに決定されることを考慮すると、本要綱に沿った接続検討回答書を10月下旬の電源登録までに提出することは不可能であることから、昨年と同様に接続検討回答書の提出は1月中旬ごろまで猶予期限を設けるべきではないか	

No.	対象箇所	ご意見	回答
参加登録について			
64	第4章	事業者登録を行った後、やむを得ず事業者情報が変更となった場合は変更が可能でしょうか。（例えば会社の合併や統廃合などにより、事業者名称、住所などの事業者情報が変更となり、電源情報登録などの記載内容も変更となる場合、電源情報登録の合格後や入札後も変更は可能でしょうか。またそれぞれの変更にに関して申請期限はございますでしょうか。	参加登録の後、登録した情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行ってください。 また、それぞれの情報の登録受付期間終了後から約定結果の公表までの間は内容の変更は行えません。 詳しくは、容量市場 業務マニュアル長期脱炭素電源オークション参加登録・応札・容量確保契約書の締結編をご確認ください。
65	第4章	事業計画書の内容のうちその後も拘束力のある項目を明示いただけないでしょうか。 理由：初回の長期脱炭素電源オークションにおいて、供給力提供開始時期は応札時に指定するものとされていたところ、実際には事業計画書に記載した数字が正となり、応札時に別の時期を指定することはできなかったため	ご指摘を踏まえ、容量確保契約約款用語集に記載されている供給力提供開始時期の定義において、「容量提供事業者が電源等情報に登録した契約電源の供給力提供開始年度」のとおり修正するとともに、事業計画書2.応札電源の名称等に記載されている制度適用期間に係る事項を削除いたします。
66	第4章	安定電源として登録し調整機能「有」を選択した場合は、「余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）」を電源等情報登録時に提出と記載されているが、こちらの書類提出は必須か？余力活用の契約タイミングは、接続工事および調整機能に関する事前審査を完了させた後になされるものだと認識しているため、電源等情報登録時には実質不可能だと考えている。	P21_3.電源等情報の登録（7）「応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。」に記載のとおり、余力活用契約を締結後に提出いただくことで問題ございません。
67	第4章	『調整機能「有」の場合は「余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）」を電源等情報の登録時に提出すること。詳細は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照。』とありますが、当該マニュアルには、「実需給年度前年の12月までに「余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）」を提出」するとあります。実際に、余力活用を行うためには、需給調整市場に入札する必要があり、電源等情報の登録時には契約を締結することが不可能なため、マニュアルの記載を正として頂くようお願い致します。	
68	第4章	エリアごとに異なる調整係数を蓄電池に適用するのは合理性がないため制度を見直すべきではないでしょうか。 理由：立地予定エリアによって落札難易度が変わり、本来の需要や市場原理に沿った電源配置が阻害されるため。 エリアごとの調整係数の設定は揚水発電に係るものであり、蓄電池についてはエリアによらず一定の調整係数（例えば0.95）を設定してはどうでしょうか。	蓄電池については、揚水発電所と同様に、エリア毎に供給力の価値が異なることから、エリア毎に異なる調整係数を適用することとしております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
提出書類について			
69	第4章	一般送配電事業者に接続検討要否を確認した結果、接続検討が不要との回答を得た場合は、その旨が分かる証憑を提出することで、「接続検討回答書」の提出を省略できることを注記として記載いただきたい。	ご指摘をふまえて以下の点を募集要綱に反映します。 ・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことがわかる書類と接続検討回答書をあわせて提出いただくことで、証憑として受け付けます。接続検討回答書が存在しない場合は、個別事例を確認するため弊機関にご相談ください。 ・属地一般送配電事業者から接続検討不要との回答を受領した場合、そのことがわかる書類を提出いただくことで、証憑として受け付けます。
70	第4章	電源等情報登録時に「接続検討回答書」の提出が求められているが、事業成立の蓋然性確認、設備容量確認の趣旨からは、系統接続済の既設電源に対しても一律に要求することには疑問。既設電源を対象としているメインオークション側では同時最大受電電力に対する提出書類として「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」や設備容量に対する提出書類として「発電事業届出書」「電気工作物変更届出書」等も認められていることから、平仄を合わせてこれらの書類でも可とするようにしていただきたい。	既設電源の脱炭素化に向けた改修やリブレースによる発電設備の変更を行う場合、一般送配電事業者等へ接続検討の再検討要否の確認が必要となります。 再検討が必要となった場合、電源等情報登録期間中に再検討後の接続検討回答書をご提出ください。 再検討が不要となった場合、その旨を記載した一般送配電事業者からの証憑をご提出ください。
71	第4章	【意見】「接続検討回答書は原則として2023年6月21日以降に発行されたものであれば、証憑として受け付けることとし、有効期限は問いません。」との記載について、次回オークション（応札年度：2025年度）以降も適用されるかを明示いただきたい。 【理由】次回オークションで回答書の有効期限が問われる可能性があれば、同オークションに応札する事業者は、回答書の有効期限を考慮して接続検討を申し込むため、結果として申し込み時期が集中する虞があると思料。一方、次回オークション以降の有効期限を明示いただければ、事業者は設備の設計進捗に応じた任意の時期に接続検討を申し込むことができるため。	現時点では、次年度以降についても同様の対応方針を予定しております。 何らかの理由により、対応方針が変更となる場合は、事前にお知らせ致します。
72	第4章	3.電源等情報の登録（7）に、【電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります】との記載がありますが、この合理的な理由にあたりケースを具体体にご教示ください。	「応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により提出ができない場合」とは、参加登録時点での提出が困難な「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」や「余力活用契約書の写し」などが該当します。 その他合理的な理由については、個別に確認して参ります。

No.	対象箇所	ご意見	回答
応札関連について			
73	第5章	仮に、最も導入する可能性が高い1社を事業計画で選定する場合には、複数者からの見積もりは不要ということでしょうか。	競争を伴う入札や相見積りを行っている場合は、原則その金額は適切な金額と認められますので、応札価格に織り込むことが可能です。なお、競争を伴う入札や相見積りが未実施の場合や特命発注を行う場合は、不当に高額な金額となっていないことを確認いたしますので、御留意ください。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
74	第5章	監視対象および内容の詳細は長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照、と記載されているが、今年度のガイドラインは未だ公表されていない。昨年度のそれを参照するという事で良いか？	今年度のガイドラインは以下のHPで公開されています。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/ (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
75	第5章	応札価格の算定根拠および根拠証憑に関して、応札時点において有効な見積書を提出する事で問題ないか？	電力・ガス取引監視等委員会による監視の過程で、見積書などの証憑の提出や、その内容に関する説明を求める場合がありますが、その際に、指摘された項目について、算定根拠となる証憑（見積書など）のご提出をお願いします。 証憑については、設備の修繕や取替に係る見積書、参考プラントの実績額を確認できる書類を想定しております。 見積書については、よくある御質問「問1-4」を御確認下さい。 https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/answer.html#q1-4 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
76	第5章	応札価格の算定根拠および根拠証憑に関して、「直近の発電コスト検証の諸元などの上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」を超えない場合、1社のみの見積書を信憑とする事でも認められるか？（2倍の水準未満であれば、相見積を実施する必要はないか？）	応札価格の監視において、相見積りを行っている場合には、原則その金額を適切な金額と認めることとされており、相見積もりが未実施の場合は、不当に高額な金額、具体的には、「直近の発電コスト検証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」を超える予定価格・特命発注部分は、合理的な理由があると認められた場合を除き、応札価格に含めることは認めないこととされています。また、上述の「2倍の水準」を超えない予定価格・特命発注部分についても、他の案件の金額に比して明らかに高額となっている等の特異な金額となっている場合には監視を行い、合理的な理由があると認められた場合を除き、特異な金額部分は応札価格に含めることは認めないこととされています。 すなわち、相見積もり自体は必須ではございません。 可能な範囲の資料を入手いただき、電力・ガス取引監視等委員会に、数値の合理性をご説明いただければと思います。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
77	第5章	長期脱炭素電源オークションガイドラインに記載の応札価格に織り込むことが認められるコストの「固定資産税」については、応札者が地方公共団体である場合、『国有資産等所在市町村交付金法』に定められた交付金が該当するものと考えているが、認識として正しいでしょうか。	地方公共団体が所有している固定資産は、利用状況を問わず非課税と認識しています。発電所の建設又は維持管理に必要な固定費として電力・ガス取引監視等委員会に合理的に説明することができるのであれば算入可能ですが、具体的内容がわかりかねるため、ご質問へのお答えをいたしかねます。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
78	第5章	応札価格に織り込むことができるコストの「事業報酬」の額については、電力・ガス取引監視等委員会にて掲示されている事業報酬の算定イメージに記載の算定方法により算出される事業報酬額を上限として、任意で設定してもよいという認識で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳しくは第11次中間とりまとめ参考図28・29をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230621_1.pdf#page=28 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
79	第5章	応札価格に織り込むことができるコストの「維持管理費」について、発電所を維持するために必要となる共通設備についての修繕費や委託費などのコストについては、発電所が複数号機により構成されている場合は、コストについてkW割して織り込むことができるという認識で正しいでしょうか。	共通費の按分方法については、設備容量比や基数比など、合理的な比率によって按分してください。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
80	第6章	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は3万kW以上と理解しておりますが、応札容量は3万kWを下回る可能性がございます。左記の条件でも応札に参加できる認識ですが、齟齬ございますでしょうか。	水力電源（ただし、調整式、貯水式若しくは揚水式に限る。）若しくは、蓄電池の新設・リプレース又は既設の水力電源（ただし、揚水式に限る。）の大規模改修については、「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が3万kW以上（揚水式の水力電源又は蓄電池については、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。）の安定的な供給力を提供するもの。」が電源等要件になります。 本要件を満たしていれば、応札容量が3万kWを下回る電源についても応札可能となります。

No.	対象箇所	ご意見	回答
落札電源の決定方法について			
81	第6章	1.落札電源の決定方法（1）に、落札電源の決定方法が記載されておりますが、応札価格のみで落札電源を決定するという理解で良いでしょうか？	本オークションでは参加登録（事業者情報、電源等情報、期待容量）審査を合格した電源が、応札できます。本オークションでは応札価格の低い順から落札することとしておりますが、募集上限を有する電源についてはその限りではないため、応札価格のほか募集上限が落札電源の決定方法に影響する要素となります。 なお、技術的な優劣や実績などは評価の対象外となります。
82	第6章	落札のために技術的な優劣や実績などは評価されませんか？入札価格のみが考慮されますか？	
83	第6章	1.落札電源の決定方法（1）に、落札電源の決定方法が記載されておりますが、応札価格以外に加点要素はないと理解しましたが、この理解は正しいでしょうか？	
84	第6章	「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」については、短時間運転しかできない蓄電池が価格面で有利となることを考慮して、長時間運転継続ができる揚水・蓄電池を設置するために募集量を設けたものと理解しています。そのため、上限価格についても6時間以上のものについては引き上げが行われています。この前提がありながら、落札電源の決定については、「募集上限付き電源」と「募集上限のないその他電源」をまとめて応札価格が低い電源から順に並べて選定していくことになっています。つまり、募集上限のない電源において応札価格の低い案件の応札量が大きかった場合、6時間以上の揚水・蓄電池は応札価格が高いことから落札ができない制度になっています。応札価格が高くても、必要性があるため募集枠を設けたのであれば、落札電源の決定は、その募集枠のなかのみで行われるべきではないでしょうか。	蓄電池と揚水については、募集量を設けているのではなく、あくまで募集上限を設けているに過ぎませんので、募集上限のない電源において応札価格の低い電源の応札量が多い場合には、揚水・蓄電池が落札されないことは生じ得ます。
85	第6章	※3および※4 のランダム落札について、原則、運開時期が早期となるものを優先的に落札させる方法があっても良いのではないのでしょうか。 運開時期が早期・至近となることは、脱炭素に資する電源がより早期に稼働できること、また根拠となる見積りの事業蓋然性が高いことと同義であり、制度趣旨に合致するものと考えます。	国の制度検討作業部会 第八次中間とりまとめにて整理されたとおり、制度全体の効率性向上の観点から、まずは「価格競争方式」からスタートすることとされております。
約定結果の公表について			
86	第6章	意見： 約定結果の公表に関して、「脱炭素電源、LNG専焼火力それぞれの約定総容量および約定総額」と記載されているが、各電源種別ごとの、約定総容量および約定総額の結果も開示していただきたい。 理由： 前回の長期脱炭素オークション(応札年度2023年度)の結果では、揚水と蓄電池以外は落札率が100%であり、当該電源以外は十分な競争原理が働いていないと少なくとも外形的には捉えられる状況。本オークションの透明性・公平性の確保からも、上記意見を提出させて頂くもの。	電源種毎の約定総容量は以下のとおり公表されています。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/092_03_03.pdf#page=4 その上で、約定結果の公表にあたっては、容量市場の在り方等に関する検討会において、市場競争の状況の検証のため、事業者の経営情報（個別電源の応札価格など）の扱いや個社情報が特定されないようにすること等に留意した集計方法を取りつつ、オークション結果の集計・公表を行うこととされております。
87	第6章	6.3の約定結果の公表情報に加えて、集計した平均入札価格と最低・最高価格を公表することができますか？	

No.	対象箇所	ご意見	回答
事業承継について			
88	第6章	2023年度に記載されていた ※～原則 1年以内に SPC Special Purpose Company：特別目的会社）を設立して契約名義を変更する手続きを行ってくださいという文言が削除されておりますが、ある会社が単独で応募した後、他社とのSPCを設立する場合、いつまでに容量契約を引き継ぐ必要があるか、期限は特に設けられていないと理解してよろしいでしょうか。	ご意見のとおり、第1回オークションにおいては、コンソーシアムとして応札した場合、約定結果公表日から原則 1年以内に SPCを設立して契約名義を変更する手続きを行うことを条件としておりましたが、事業承継については約定結果公表日から1年後以降も可能であることから、2回目オークションでは本条件について緩和しており、特段の期限は設けておりません。
89	第6章	第1回オークションの募集要綱第6章4.(1)では、コンソーシアムとして応札した場合、約定結果公表日から原則 1年以内に SPCを設立して契約名義を変更する手続きを行う必要がある旨の記載がございましたが、今回の第2回オークション募集要綱案ではかかる記載が削除されているように思われます。かかる記載の削除は、SPC設立・契約名義変更手続の期限を緩和する（約定結果公表日から1年超が経過してからのSPC設立・契約名義変更手続も許容する）趣旨でしょうか。	
容量確保契約金額に関する調整について			
90	第7章	2.容量確保契約金額に関する調整（1）に、工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化による市場退出は不可抗力として市場退出ペナルティを課さないとありますが、他方、電源等情報の登録において接続検討回答書がないと応札参加出来ないと定めています。応札参加者は工事費負担金が凡そいくらになるか理解した上で応札参加しますので、不可抗力として扱うには違和感を覚えます。工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化による市場退出にも、市場退出ペナルティを課す、とすべきではないでしょうか？	系統接続費の見積額を参考に事業者が算出した任意の金額を系統接続費として応札価格に織り込むことを可能としておりますが、系統状況によっては、実際の工事費負担金が見積額から大幅に変更となることがあり得ることから、本ケースにおいては不可抗力事由として市場退出ペナルティは科さないこととしております。
91	第7章	2.容量確保契約金額に関する調整 （1） 系統接続費の見積額と精算額の調整 系統接続負担金以外に、電力会社に支払う専用線オンラインのコストも発生する。また当該費用は接続回答受領時点では不明なコストであることから、事業継続に関わる大きなリスクになりかねない。したがって、事後精算が可能ないように変更いただきたい。 また、事業者に求められている対策等もあり、電力会社から明確なコスト提示もないことから、当該コストに関しても事後精算が可能ないように変更いただきたい。	専用線オンライン化工事を行う際の詳細な費用負担や設備範囲については、参加予定エリアの属地一般送配電事業者にお問い合わせいただいたうえで、応札コストに反映してください。 なお、専用線のコストに限らず、応札に必要なコストの見積りは事業者にて実施して頂いておりますが、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。
92	第7章	価格差に着目した支援制度の適用を受けることが決定した以降、燃料供給事業者起因による供給不調などの容量提供事業者にてコントロール不可である事由で燃料調達できない場合には、制度適用期間前および制度適用期間において不可抗力として整理いただきたい。	不可抗力事由については、容量確保契約約款第29条をご参照ください。 不可抗力事由とは、通常、当事者の制御を超えた予測不可能かつ避けられない事象としております。 燃料供給事業者起因による燃料調達不足は、契約上のリスクとして予測可能であり、適切な契約管理や代替供給源の確保などの対策が事前に可能であるため、不可抗力事由には該当いたしません。
93	第7章	2. 容量確保契約金額に関する調整（1）について、工事負担金が見積より下がった場合には、差額を還付。上がった場合には契約金の増加は認められず、退出しか選択肢がないということか。その時までに工事等の費用拠出を行っており、フェアでないと考える。	工事費負担金は、見積り額をもとに、増減リスクを考慮したうえで、事業者にて設定して頂いております。 また、見積額よりも増加した際のリスク対策として、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科さないこととしております。

No.	対象箇所	ご意見	回答
他市場収益・市場退出他について			
94	第7章	市場退出時のペナルティに関して、故意にSPCを倒産させることでペナルティの支払いを回避できるためBid Bondや事前の保証金を求めることが効果が高いのではないか。	現行の制度では、市場退出時の経済的ペナルティが設定されており、これにより供給力の提供が不確実な発電事業者の参入を防止することが目的とされています。 また、過度な追加コストについては、本オークションへの参入障壁が高くなり、競争の減少や市場の多様性の低下を招く可能性があることから、頂いたご意見については今後の落札事業者の状況を鑑み、慎重に検討してまいります。
95	第7章	市場利益の還付に関し、1つのプロジェクトをオークションに参加する容量と参加しない容量に分けることは可能でしょうか。例えば送電端容量が1 0 0 MWの蓄電池プロジェクトのうち6 0 MWをオークション参加、残りの4 0 MWをオークション不参加とすることは可能でしょうか。なお電力メーターは1つの前提です。また、その場合どのようにオークション参加分の取引量と不参加の取引量を分けて報告すればよいでしょうか。	オークション参加を一部の容量とすることは可能ですが、契約約款の第28条1項※（ https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230705_youryou_long_yakkann.pdf ）のとおり、応札容量を一部とした場合でも、応札価格に含める固定費は全額を算入可能であることから、他市場収益の還付については、蓄電池全体の他市場収益を元に算定することとなります。（そのため、他市場収益の還付金額の算定に当たって、オークション参加・不参加の取引量を分けて報告することは不要です。） (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
96	第7章	募集量が枠を大きく上回っており、電源としての性質が異なる蓄電池については他市場収益の9割還付を利用したゲーミング（価格操作）が起きやすくなっており、他市場収益の還付自体を撤廃するべきではないか	他市場収益の還付自体を撤廃することは想定しておりません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
97	第7章	太陽光発電と同様、撤去費用の積み立てを義務にしつつ、蓄電池の種別（NAS、リチウム、レドックスフローなど）に応じて積み立て率を差別化するべきではないか	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書について			
98	様式1	誓約書をWordファイル等の入力可能なもので提供いただけないでしょうか。	今後の検討課題とし、ご意見として承ります。
事業計画書について			
99	様式2	様式2の応札に係わる事業計画書には、環境影響評価方法書に関する手続きを開始したことを証する書類添付が必要とされているが、各自治体の条例アセスに対しても同様に対象か。審議会制度説明資料等におけるリクアイアメントの供給力提供開始期限に「条例アセス済みの場合」等が記載されているものの、本要綱における事業計画書への本証明書類については、法アセスに限らず条例アセスも対象となるのか表現が曖昧であることから、対象となるアセスについて確認するもの。	環境影響評価方法書については、以下の何れかの資料の提出が必要です。 なお、地方公共団体が定める条例等で環境影響評価手続が必要な場合も同様に以下の資料を提出いただきます。 ・方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ・方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー （方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とは見なせません） 参考：資源エネルギー庁 設備認定申請における環境影響評価に関する添付書類について https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/20161205_announce.pdf
100	様式2	「事業計画書」の※6「」の記載についてご教示ください。 審査合格前のタイミングにおいて、申請した接続検討申込書に変更が生じた場合、審査自体は提出済の接続検討回答書にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。 なお、再度、接続検討回答書を取得するには3か月超を要しますが、再検討を依頼した「接続検討回答書」の提出期限はいつとなるでしょうか。 一方、審査合格後のタイミングにおいて、申請した接続検討回答書に変更が生じた場合、審査自体は提出済の接続検討回答書にて合格扱いのままとする理解でよろしいでしょうか。 なお、再度、接続検討回答書を取得するには3か月超を要しますが、再検討を依頼した「接続検討回答書」の提出期限はいつとなるでしょうか。	審査については受付期間中に提出いただいた最新の接続検討回答書をもとに審査いたします。 なお、再検討した接続検討回答書により、登録した電源等情報の変更が生じた場合には、受領次第速やかに変更手続きを行ってください。 ただし、参加登録期間終了後から約定結果の公表までの期間は、登録内容の変更は行えませんのでご注意ください。
101	様式2	様式2または「資金調達計画」の別紙1では、プロジェクトファイナンスを利用する場合、融資実績を示す文書が必要とされているが、これは最初のLTDAオークションのように「自由なフォーマット」でよいのか、それともより詳細な情報が求められるのか。	プロジェクトファイナンスを利用する場合の提出書類については、以下の説明会資料にサンプルを記載しておりますのでご確認ください。 長期脱炭素電源オークション実務説明会資料（応札年度：2023年度実施分） P71_5.2 規定様式のない証憑 金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類のサンプル https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html

No.	対象箇所	ご意見	回答
蓄電池に係る事業計画書について			
蓄電池のメーカー・型番について			
102	様式4	接続検討申請時に記載した蓄電池やPCS等のメーカー・型番と、様式4に記載するメーカー、型番は異なっていても良いか	問題ございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
103	様式4	メーカー選定において、特定の国(例えば中国)が理由なく非承認とされる可能性はありますか？	そのようなことはございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
104	様式4	落札後に蓄電池メーカーを変更する場合はOctoの審査に合格する必要があると記載があるが、仮に審査に合格できなかった場合のペナルティ等は発生するか。またこの変更申請のタイミングは定められているか（運用開始直前となっても申請可能か）。	変更の審査に合格できなければ、メーカーの変更ができません。 変更申請は、供給力提供開始日までに審査が完了することが必要となります。 なお、審査には一定期間を要するため、早めの変更申請が必要となります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
105	様式4	事業計画の「1. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番」については、電力会社への接続検討申込時及び回答時の内容と必ずしも同一内容である必要はないという認識で間違いないでしょうか？	ご認識のとおりです。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
106	様式4	1. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番 について 電源等情報登録期間中に採用予定の機器を固定することは事業者にとっては望ましくない。主な理由はコストの不確実性である。 ・主要な機器サプライヤー、特に原材料コストが変動するバッテリーサプライヤーにとって、これほど長期間有効な固定費の見積もりを取得することはできない。そのため、応札者は、プロジェクトの経済的実現可能性を維持するために、オークション落札後に機器のサプライヤーを変更する必要がある可能性が非常に高いと考える。 ・また、ほとんどの蓄電池プロジェクトでは系統接続期間が36ヶ月を超えるため、多くのプロジェクトではオークション落札後1〜2年後に機器を調達する計画になると考える。そのため、電源等情報登録に登録された機器が製造されなくなる可能性が非常に高いと考える。	落札後に機器のサプライヤーを変更することは可能です。ただし、様式4を再提出して、審査を受けてください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
107	様式4	蓄電池に関して様式4において蓄電池等のサプライヤー名を提出しますが、応札時の審査などで蓄電池メーカーとの契約等の法的拘束力のある書面を提出する必要はありますか。	契約書は不要ですが、蓄電システムの見積書を添付資料として提出いただく旨、様式4に反映します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
安全設計について			
108	様式4	(2)リチウムイオンのみへの部分について、「JIS C 8715 2、 JIS C 4441、 IEC62619、 IEC62933 5 2 の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を提出すること（モジュール以上）。」とあるが、4つの規格全ての類焼試験に適合していることが求められるのか、いずれかで問題ないのか明記すべきと考えます。	いずれかで問題ございませんので、「A、B、C又はD」のように、「又は」と記載することで、いずれかで問題ないことを明記いたします。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
109	様式4	「※ 1 JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2 の類焼試験」：4種類の規格の証明書の提出ではなく、JISまたはIECいずれかの類焼試験の規格に合致した証明書の提出と理解してよいか？日本の電池メーカーが国際競争力を持つために、国内基準と国際基準の二重の基準を満たさねばならないという非効率性を排除するべきであり、米国の規格UL 9540Aをはじめ、海外の他の安全基準も代案として提出可能と理解してよいか？	
110	様式4	2. 安全設計（2）リチウムイオンのみにおいて、「JIS C 8715 2、 JIS C 4441、 IEC62619、 IEC62933 5 2 の類焼試験に適合していること」とあるが、これは全てを満たす必要があるか、それとも1つでも満たせばいいかどうかお考えか。	
111	様式4	「2.安全設計」「(2)リチウムイオンのみ」の「JIS C 8515-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書」の提出について、列記された全ての規格についての認証が必要ですか？もしくは列記された規格のどれか一つの認証でも良いですか？	
112	様式4	様式4 で求められる要件のうち、記載のあるJIS,IECの合計4 規格に関して、すべての規格に準拠している必要があるのか、いずれか1 つで良いか教えてください。	
113	様式4	リチウムイオンの耐類焼性を有していることの確認方法として、「JIS C 8715 2、 JIS C 4441、 IEC62619、 IEC62933 5-2 の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を提出すること（モジュール以上）」と記載がある。一方、消防庁の「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」第六十八条の二の二、消防危第251号「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について」において、「出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」として、「JIS C 8715-2、JIS C4441、IEC62933 5-2、UL 1973に適合又はこれらの出火・類焼対策の規定に準拠したリチウムイオン蓄電池設備であること」が定められている。消防庁のリチウムイオン安全性の法令に記載の「UL 1973」を除外している理由、また、消防庁より厳しい規定としている理由は何か？本内容と平仄を合してはどうか？	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
114	様式4	意見： 当該様式では、リチウムイオン蓄電池の耐類焼性を有していることの第三者証明書等を、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2などに限定しているが、消防危第251号に規定されているとおり、消防庁から類焼に対する安全性を有するものとして認められているUL規格、具体的にはUL9540Aの証明書も合わせて認めていただきたい。 理由： 2021年発行の蓄電池システムに対する安全性規格（JIS C 4441）及びその元となるIEC62933-52（2020年発行、NITE原案策定）においてはUL9540Aが試験手段の参考とされおり、事業者の負担増及び製品コストアップを回避する観点（＝最終的には消費者の負担減の観点）からも、JIS及びIEC規格に限定せず、上記UL規格を取得した製品についても対象として頂きたいため。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
115	様式4	下記の証明書は、蓄電モジュールメーカーによる証明書では、添付書類1として認められないのでしょうか？ 2. 安全設計　（2）リチウムイオンのみ ・耐類焼性を有していることの第三者証明書等（※1）を、添付資料1として、提出すること。 ※1 JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2 の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を提出すること（モジュール以上）。 なお、電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電 システムの場合は、JET リユース電池認証等の第三者証明書により当該蓄電システムの 類焼に関する安全設計を証明すること。	メーカーの証明書ではなく、第三者認証を取得していることの証明書が必要となります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
116	様式4	本年10月に予定されている電源等情報の登録から当該案件落札後の導入・稼働時期まで、 場合によっては1年～数年を要します。我が国の脱炭素電源の国際協力維持強化のため、性能とコスト競争力に優れる最新技術を採用する観点から、電源等情報の登録時点で提供する蓄電池（リチウムイオン電池）の「2.安全設計」に関する情報について一定の要件緩和を要望致します。 具体的には、導入時期において製造・納入可能な蓄電池（リチウムイオン電池）に関して「JIS C 8715-2、JIS C4441、IEC62619、IEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を提出すること」に替えて、電源等情報の登録時点では、以下①または②の資料の提出をもって類焼試験に適合していることの証明として認めて頂くことを要望致します。一般的に、試験準備から第三者機関による正式な認証証明書及び公式試験レポートの発行までには、数か月の期間を要します。 ①第三者機関立ち合いのもとでの類焼試験実施の記録および電池供給事業者によって作成され、当該第三者機関が確認した試験レポート ②第三者機関立ち合いではないが、電池供給事業者によってIEC規格等に準拠して実施した試験レポート	客観的な視点で安全性を確認していることが重要であり、第三者による適合評価が重要であるため、ご提示いただいたケースは認めることはできません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
発煙・発火の事故への対応について			
117	様式4	3. 発煙・発火の事故への対応：「当該蓄電池モジュールメーカーより全ての事故の原因と対策を示した資料を取得」とあるが、すべての事故を記載するのは現実的ではなく、例えば「主要な事故10件の原因と対策」など、事案数を特定していただきたい	御意見を踏まえ、「全ての」を「過去10年間の年間の事故件数と、主要な事故10件について」に修正します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
118	様式4	3. 発煙・発火の事故への対応について、「過去に事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システム～」とあるが、例えば蓄電池の中のセルの多くは海外製に依存している。その海外製セルが今回の蓄電池モジュールでないメーカーの蓄電池モジュールで事故を起こしたケースも提出対象に含まれるのか。正直申し上げてあまり現実的でないと思う。	含まれます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
119	様式4	下記資料は、過去に発煙・発火に類する事故がなければ提出は不要でよろしいでしょうか？ また事故が起きていないことを、どのように証明すれば良いでしょうか？ 3. 発煙・発火の事故への対応 ・国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定し ている場合は、当該蓄電池モジュールメーカーより全ての事故の原因と対策を示した資料を取得し、添付資料2として、提出すること。	事故がなければ、提出は不要です。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象個所	ご意見	回答
セキュリティ対策について			
120	様式4	5.セキュリティ対策において、適切かつ十分なセキュリティ対策を行う主体は、誰か？（事業主か？採用するアグリゲーターか？）	セキュリティ対策は、本制度への応札者が行ってください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
121	様式4	5.セキュリティ対策において、その対策はERABシステム側に求められるものであって、蓄電池メーカー側に求められるものはないという理解で良いか？	
122	様式4	質問： セキュリティ対策として「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインVer2.0（令和元年12月27日）」や、「電力制御システムセキュリティガイドライン」等に基づくこととあるが、どのような資料を基に審査が行われるのか。 背景： NERC CIP（北米電力信頼度協議会の重要なインフラストラクチャ保護）などとのギャップ分析などを実施したうえで、安全性を充足することが確認出来れば十分なセキュリティ対策である と思路するが、当該対策を前提としているか、確認させて頂くもの。	この点については、特段資料を提出していただく必要はなく、ボックスにチェックをいれていただいて、記載内容について約束いただくことを確認する予定です。 なお、補助金事業を参考に、必要な要件を課すこととしています。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
123	様式4	5.セキュリティ対策において、特定の蓄電池メーカーを排除したいという意図でしょうか？　その場合、その特定のメーカーを公表下さい。	そのような意図はございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
地元調整の状況について			
124	様式4	“6．地元調整の状況”における“地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者”は、例示として挙げているものか、これら全てが含まなければならないか、どちらでしょうか。 また、“近隣”の定義を御教示ねがいます。	地元調整の対象は、土地の地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者となり、全ての方々と調整を行うことが必要です。 また、近隣の定義は社会通念上相当な範囲として御対応ください。 なお、例文やひな型はございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
125	様式4	地元調整の状況について、「地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者に対して行った説明会等を通して、当該地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）を添付資料3として提出すること」とあるが、説明範囲としては当該地権者・立地自治体・住民・事業者の全てとなるのか？事業者によっては、住民への説明は不要と考えている事業者もいれば、住民への説明は必要と考えている事業者もいると想定される。また、設置箇所によっては民家までの距離が遠いことから、説明会が不要である場合も想定される。	地元調整の対象は、土地の地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者となります。 近隣の定義は、社会通念上相当な範囲として御対応ください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
126	様式4	6. 地元調整の状況」に関し、近隣の住民・事業者の範囲は、募集要項には規定されていないようですので、応札者が判断するという理解でよろしいでしょうか。また、これらの者の理解を得ていることに関する例文や雛形はございますでしょうか。	
127	様式4	地元調整の状況について、本オークション落札前の事業の確度が低い段階で段階で広く地域住民を対象とした説明会を開催するのは現実的ではないため、必要要件として地元自治体、地権者および地域住民の代表者への個別の説明の議事録を要件としてはどうか	
128	様式4	「6．地元調整の状況」および「7．廃棄物処理法上の広域認定取得」は必須でしょうか。 「6．地元調整の状況」については、「行政は住民代表との認識のもと、行政理解を得ていることで本要件を満たしているとみなす」という解釈で問題ないでしょうか。	
129	様式4	6．地元調整の状況：住民説明会の議事録提出とあるが、自治体から蓄電池については住民説明会不要と言われた場合でも住民説明会を実施する必要があるのでしょうか？	必須事項となります。 自治体への説明と、近隣の住民・事業者への調整は、別々に行っていただく必要があります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
130	様式4	“6．地元調整の状況”における提出資料の様式や内容は自由と理解しましたが、最低限満たすべき内容や条件があれば御指摘ねがいます。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
131	様式4	「6．地元調整の状況」について。応札に向け鋭意準備を進めておりますが、応札後に事業実施が確定する本オークションにおいて、近隣住民・事業者に対して説明会を実施し、全ての住民の方のご理解を得ることは困難かと思われます。説明会ではなく、自治体の自治会長への説明および自治体内への回覧などによる事業説明では不足となりますでしょうか。	当該地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）を提出いただくことを想定しておりますので、どのように御理解を得ようとしたかについて記載いただき、御理解を得ていると認められるかを判断することとなります。 単に説明会を実施することについて関係者と話し合うだけでは不十分と考えられます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
132	様式4	地元調整として「説明会等」との記載があるが、自治会によっては、説明会は不要と判断されるケースがあります。 説明会ではなく、自治会長への説明・合意の書面を、説明会の代わりとし、提出書類として認めて頂く事は可能でしょうか？	
133	様式4	地元調整について、該当地の自治体に説明会開催の依頼をしましたが、開催時期を今年10月の電源等情報登録以降で依頼されております。 この場合、説明会等議事録ではなく、例えば落札結果後に、説明会等を実施することを自治体などの関係者間と話し合った旨を記載した議事録を提出することでよろしいでしょうか？	
134	様式4	6.土地の地権者の御理解を得ていることについて記載した資料は、地権者との面談議事録で良いか。	問題ございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
135	様式4	蓄電池設置は地元住民や地域に影響を与えるものである。洋上風力発電のように地域還元や地域貢献を蓄電池の事業計画でもとめるべきではないか。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
136	様式4	型番だけでなくともかく、メーカーを変更した場合は書類の再提出において追加で変更点に係る住民説明会等が開催されたかも確認すべきではないか	
137	様式4	地元調整の状況において、当該地権者・立地自治体・住民・事業者の理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録を含む）とあるが、これに関しては蓄電池に係る事業計画のみではなく、他の電源種別すべてに言えることであるので、蓄電池のみに要求することは蓄電池の参入を阻害することになるのではないか。	
138	様式4	6．地元調整の状況：蓄電池だけではなく、原子力発電や石炭火力のアンモニア混焼、揚水発電などすべての電源に対して同様に実施するべきと考えます。	御理解のとおりです。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
139	様式4	6．地元調整の状況について、山奥など周りに民家が無い場合においては「近隣住民・事業者」の合意を示す書面は必要ないという認識だが、よろしいか。	
140	様式4	6．地元調整の状況：土地の地権者への説明が記載されているが、用地の確保は事業リスクであり、農転などの許認可により事業計画提出時に売買契約を提出できないケースもあるので対象外としていただきたい	
141	様式4	6.立地自治体の御理解を得ることについて、主にどのような担当課にどの程度の相談が出来ていればよいのか水準感をご教示ください。	企業立地の関連の担当課が代表としてあげられますが、各立地自治体に御相談ください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
142	様式4	6. 地元調整の状況について、地元説明会等は落札後に実施するものと考えていたが、今回のルール変更では電源等情報登録をする時点で説明会を実施が必須であるとの認識で良いか。 第1回オークションを例にすると、落札量約100万kWに対して約450万kWもの応札があったと認識していますが、「落札できなければ事業実施しない(できない)」という前提の下で、多くの事業者が地域の住民や事業者に対して地元説明会等を開催することになるため、事前に確認させていただきたいと思います。	説明会に手段が限られる訳ではありませんが、電源等情報登録の期間までに、説明会等を通じて、地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得るようにしてください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
143	様式4	「6.地元調整の状況」についての説明会等は、落札して投資意思決定した後に実施する予定で、周辺環境への影響等も検討する必要があるため、電源等情報登録時点で「ご理解を得ていることについて記載した資料」の提出は困難です。そのため、落札後に提出することを認めていただくか、電源等情報登録までに当該地権者・立地自治体・住民・事業者と協議している場合は、その協議状況を提出することを認めていただきたい。	落札後に提出いただくのではなく、電源等情報登録の提出期間内に、地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得ていることについて記載した資料を提出してください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
144	様式4	事業計画の提出において、蓄電池を設置する土地が既に確保済み、或いはそれに準じる状況であることを要件としてはどうか。 具体的には事業計画の蓋然性を高めるためには蓄電池設置用地の確保は重要な要素の一つであるため、事業者が既に土地を保有、或いは、当オークションに採択されることを条件に土地の利用権が譲渡されることに対する地権者の同意書等、土地確保の目安が立っている資料の提出を義務付けてはどうか	同様の問題意識から、地権者の御理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）を提出いただくこととしております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象個所	ご意見	回答
廃棄物処理法上の広域認定取得について			
145	様式4	蓄電池の事業規律のうち、広域認定の取得を求めるのは過度な要求ではないでしょうか。 理由： ・広域認定の目的は事業規律ではなく廃棄物の減量等であり、補助金制度で付加的な採点に活用することは一定程度理解できるものの、本オークションにおける事業規律として導入するような位置づけのものではないと考えます。 ・広域認定の取得を求める制度は、実質的に一部の事業者を優遇するものであり、市場の制度として適切でないと考えます。 ・こういった制度は、海外からより競争力の高いシステムを導入するための貿易障壁にもなると考えます。 ・広域認定は他社製品の回収が困難であるといった規制の強さ及びそれに伴う課題が指摘されている改善の余地のある制度であると考えています。 【参考】環境法政策学会誌 第25号(2022年12月) 第3部 個別研究報告 製造事業者等による廃棄物回収事業と広域認定制度の実務的課題の検討 ・太陽光発電でも求められていないこのような事業規律を導入する根拠や必然性がないと考えます。 ・本オークションでは制度適用期間が20年にわたることを考えれば、20年後以降に適切に廃棄されることが重要であり、そのための廃棄費用は応札価格に織り込まれています。むしろ廃棄の20年以上前に廃棄に係る要件を設定し、選択肢を狭めることで、将来の適切な廃棄を逆に妨げる可能性があります。	適正なりサイクルと適正な廃棄を担保するためには、廃棄物処理法上の広域認定を取得していることが適切であると考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
146	様式4	採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業者に対し、廃棄物処理法上の広域認定取得を求めることは取りやめるべきです。現在、大型リチウム蓄電池の広域認定取得者は実質的にGSユアサのみであり、世界的なシェアは1%にも満たない状況です。さらに、コスト競争力においてもグローバルな観点から大きく劣っているため、広域認定取得を条件とすることは、蓄電池の需要を満たすことができず、国民負担が増大する結果となります。このため、事業者が廃棄物処理事業者との契約を行うなど、廃棄に関して責任をもって対応することを明確にすれば、広域認定取得は不要であると考えます。ご検討のほど、どうぞ宜しくお願い致します。	
147	様式4	7. 廃棄物処理法上の広域認定取得 ・採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、蓄電池関連製品での認定を取得していることの証憑を、添付資料4として、提出すること。とありますが、現在電池工業会では、広域的処理認定業者として認定された会社は4社のみであり、さらには、電池工業会では定置用リチウムイオン電池の取り扱いを行なっていません。蓄電池の廃棄は受益者が適正に廃棄および資源循環を試みる必要がありますが、現時点の広域的処理認定業者は本来蓄電事業等を想定した認定となっておらず、蓄電事業関係者に適応可能な処理を実施する仕組みの成立と共に認定を実施して頂きたい。 それまでは過去例に準じ採点審査の加点項目としての行動を促す条件、加えて広域的処理認定業者でなくとも廃棄処理のプロセスや具体的実施手段を明示する場合も採点審査の加点として評価頂く事をお願いするものです。	適正なりサイクル及び廃棄を確保するためには、メーカーに対して広域認定の取得を求めるべきであり、かつ、当該メーカーが回収し、適正なりサイクル・廃棄処分を行うべきと考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
148	様式4	意見：7.に規定する「廃棄物処理法上の広域認定取得（以下、「広域認定取得」という）」要件に関し、今回のオークションでの導入の見送り又は以下理由3.に記載の代替案の採用を実施して頂きたい。 理由：1. 当該広域認定取得は、本オークションでの参加必須要件とされているが、以下のとおり、新規参入者等が当該オークション開始までに新規取得することは実質不可能であり、公平な競争環境が担保されていない。 a) 環境省資料では、新規申請の認定に係る標準処理期間は3箇月(*1)とされている。これには認証取得にあたっての事前確認（環境省への仮申請内容の事前協議やそれに伴う修正）や本申請（申請書類の作成、リサイクル会社・運搬業者との契約締結）までの期間は含まれず、一から広域認定を取得する場合、最低半年（通常一年程度）を要し、その他準備の期間も鑑みると24年10月の「電源情報の登録時点で廃棄物の広域認定取得」までの認定取得は現実的に不可能。 (*1) https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf b) 現時点で認定を取得している蓄電池メーカーは、国内の一部既存メーカーに限定され、新たなスタートアップや海外事業者のオークションへの参入への実質的な排除、それに伴う発電事業者に係る選択肢を限定する側面があると理解。これにより公平な市場競争が阻害されると共に、約定価格の高騰が起りうるものと思料。2. 廃棄物処理やリサイクルの検討・実施が必要となるのは、本来製品の寿命末期であり、特に今般の制度の期間（20年間）に鑑みると、広域的な廃棄物処理体制の認定取得及びその維持管理を検討するのは、当該寿命末期に近づいてからが合理的であり、本オークションの入札時の要件として求めるのは適切ではない側面があると思料。3. 広域認定取得は、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度と理解しており、適切なりサイクル体制を確保することが目的であれば、広域認定取得が唯一の方法ではないものと思料。 代替案として、FIT/FIP認定同様、事業者側が「事業計画に廃棄の費用を盛り込む・積み立てる」ことを記載・提出する事で、公平な競争環境を担保しつつ、本要件の趣旨にも合致する「事業者による適切な廃棄等」を担保することができるのではないか。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
149	様式4	蓄電池に係る事業計画の提出が要件化され、このうち特に廃棄物処理法上の広域認定の提出が要件とされたことにより、この要件を満たすメーカーの数は限られています(現在、実質1社のみと思われます)。一部のメーカーは認定を申請中であることから、落札後にメーカーを変更することが可能となると理解していますが、落札後に蓄電池に係る事業計画の変更（メーカーの変更）を申請する場合に行われる評価について、より明確な基準をご提示いただけますようお願いします。例としまして、 - 落札後の計画変更について、変更承認のための詳細な評価基準(どのようなレビューが行われるか、何が受け入れられるかの基準)をご提示ください。 - 変更承認の評価プロセス:変更承認を申請後の貴機関とのプロセスについて明確化していただきたい。提出後、こういったフィードバックを得られるのでしょうか。内容の修正や調整を行うために、質疑応答を複数回行うことは可能でしょうか。現状、明確な基準が示されていないため、議論や調整計画が認められず計画変更が実質できないといった状況となることを懸念しておりますため、お伺いします。	様式4に記載している以上に詳細な評価基準をお示しすることは困難です。 変更の場合には、資源エネルギー庁との間で、内容の修正や質疑応答等のやりとりを行う場合があります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
150	様式4	廃棄物処理法上の広域認定取得について、 様式4 蓄電池に係る事業計画の7（廃棄物処理法上の広域認定取得）には「採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、蓄電池関連製品での認定を取得していることの証憑を、添付資料4として、提出すること。」と記載がある。応札事業者が、広域認定を取得している自動車再資源化協力機構（JARP）のLiB共同回収スキームの活用（自動車以外の製品も適用可）を予定している場合、JARPが取得している広域認定制度の証憑を提出することで問題ないか。	自動車再資源化協力機構（JARP）が取得している広域認定の対象が不明ですので、系統用蓄電池についても広域認定を取得していることを審査の中で確認させていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
151	様式4	蓄電池の電源等情報の登録に際して、様式4の提出を要することとなっているが、落札電源を決定するにあたり様式4に記載の情報がどのように活用されるのか、決定にあたる基準や配点（あれば）、応札資格無しと判断される基準について詳細を開示頂きたい。	本制度は価格競争入札制度であり、様式4は応札に至る前の段階の審査において提出いただく書類であることから、配点はございません。様式4の2～8の各項目について、資料を提出できない場合や、内容が不十分の場合には、電源等情報の登録が合格とならず、応札できません。これ以上の詳細な基準はございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
152	様式4	「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」において、蓄電池関連製品での認定を取得と記載があるが、取得対象製品とは具体的に何か。 電池システム全体が対象か、あるいは電池のセルもしくはPCSなど特定の機器のみか。	セルを含む蓄電システムの範囲内の設備が該当します。 （セル、モジュール、電池パック、電池システム、蓄電システムが対象） 明確化のため、様式4を修正致します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
153	様式4	「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」について、以下のパターンのうち、応札可能（電源等情報登録に合格）できるパターンをご教示ください。 また、その他のパターンで可能となるものがある場合は、合わせてご教示ください。 パターン①：一部だけ証憑を提出できない場合 蓄電池セル（及び蓄電池制御部分）については認定取得の証憑を提出できるが、電力変換装置について証憑が取得できていない場合。 パターン②：一部だけ証憑が提出できず、現在手続き中の場合 蓄電池セル（及び蓄電池制御部分）については認定取得の証憑を提出できるが、電力変換装置について新規認定の申請手続き中の場合。 パターン③：全ての証憑が提出できず、現在手続き中の場合 導入予定の蓄電池関連商品について新規認定の申請手続き中の場合。 パターン④：対象産業廃棄物を広義に解釈できる場合 導入予定の蓄電池関連商品について、情報処理機器や部品・材料のみ証憑が提出できる場合。 パターン⑤：製造、加工、販売事業者では証憑がなく、グループ会社で証憑を提出できる場合 導入予定の蓄電池関連商品について、取扱事業者のグループ会社が広域認定の証憑を提出できる場合。 パターン⑥：他社製品の販売も合わせて行う事業者で証憑を提出できる場合 導入予定の蓄電池関連商品について、他社製品も調達し、自社製品と合わせて販売を行う事業者が広域認定の証憑を提出できる場合 パターン⑦：他社製品の販売のみを行う事業者で証憑を提出できる場合 導入予定の蓄電池関連商品について、自らでは製品の製造・加工を行わず、他社製品を調達し、その販売のみを行う事業者が広域認定の証憑を提出できる場合	本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得している必要がありますので、その旨を様式に反映します。したがいまして、①②の場合は問題ないものと考えられます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
154	様式4	7. 廃棄物処理法上の広域認定取得について、例えば海外からの調達の場合、商社などの販売会社のみの取得でも問題ないか。この場合、販売会社の定義は何か。今回、海外から輸入者が事業者になるケースもあり、それでも問題ないか確認したく。	採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得いただく必要がありますので、その旨を様式に反映します。ご質問のケースの場合、販売会社は、海外から製品を輸入して、販売する会社を指します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
155	様式4	7. 廃棄物処理法上の広域認定取得について、蓄電池関連製品とあるが、「PCSのみの取得」でも対象とも読み取れる。BESS。PCS、EMSなど蓄電池全てに関わる蓄電池関連製品を対象として廃棄物処理の広域認定取得を取得する必要があるということか。	採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得している必要がありますので、その旨を様式に反映します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象個所	ご意見	回答
156	様式4	【意見】 広域認定を取得することに加え、廃棄蓄電池の回収・処理の実態を求めることを御検討願います。 【理由】 ・補助金申請要件を満足するためだけに認定を取得し、廃棄蓄電池の回収・処理の実働を行わないことを防止し、製造から廃棄・リサイクルまでの蓄電池の長期的な運用を担保するため。 ・定置型大型蓄電池の社会実装に対し、長期的な視点で取り組む企業の成長を促すため。	御指摘を踏まえ、メーカーが廃棄処分を行うことを求める要件に修正します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
157	様式4	7. 廃棄物処理法上の広域認定取得 各蓄電池セルメーカーの責任下において、蓄電システムの確実な廃棄処理を達成するため、添付資料4については採用予定の”蓄電システム（電池セル）の製造を行う者”が認定を取得していることの証憑に限定する（採用予定の蓄電システムの加工、販売等の事業を行う者を除く）こととしてはどうか。	セルメーカーに限定する必要はないものと考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
158	様式4	「7.廃棄物処理法上の広域認定取得」について、証憑が求められている「蓄電システム」とは、どの装置が対象とされているか御教示下さい。	ご意見を踏まえ、「セル」、「モジュール」、「電池システム」、「蓄電システム」の定義を様式に追加致します。 また、その定義に整合するよう様式全体の用語等を修正致します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
159	様式4	「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」について、広域認定における対象産業廃棄物はどれが該当するかご教示ください。 <例> 大型リチウムイオン蓄電池、大型リチウムイオン蓄電池内蔵蓄電システム、リチウムイオン蓄電ユニット、リチウムイオン電池搭載定置式蓄電システム及びリチウムイオン電池モジュール、リチウムイオン電池搭載蓄電システム、パワーコンディショナ、リチウムイオン電池システム及び電池パック、蓄電池システム及びバッテリーモジュール	
160	様式4	電源等情報登録時に提出した1～8の内容に変更が生じ、落札後に再度本計画を提出した際に、審査に合格しない条件を具体的にご教示いただけませんか。 特に、「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」について、認定取得済の「導入予定の蓄電池のメーカー・型番」から、別の認定取得済の「蓄電池のメーカー・型番」に計画変更せざるを得ないことが想定されます。	様式4に記載している以上に詳細な評価基準をお示しすることは困難です。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
161	様式4	廃棄物処理法上の広域認定取得していることの証憑の提出を求めているが、他の電源種においても構成される設備に一部でもリチウムイオン電池が採用されている場合がある場合は、同じく証憑を求める必要があるので、蓄電池だけでなく全ての電源種別に求める必要があるのではないか。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
162	様式4	広域認定取得の要件について、「採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、蓄電池関連製品での認定を取得していること」とありますが、メーカーの認定だけではなく、EPC業者を介した蓄電池リサイクルまたは産業廃棄物処理事業者との協定などでも事足りるような要件に変更願います。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
163	様式4	廃棄物処理法上の広域認定取得していることの証憑の提出を求めているが、2024年7月24日時点で登録されている業者は4業者でリチウムイオンに関しては1社のみと読み取れることから、自由競争を阻害することになるのではないか。また、現状申請中の製造業者については申請中の書類を証憑として認めることにしてはどうか。	御意見を踏まえ、電源等情報登録の時点において広域認定を未取得の場合は、電源等情報登録の期間に、広域認定制度申請の手引き（ https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf ）第2章2.1（3）のとおり、環境省廃棄物規制課が受理し受けていることを確認できる書類を、添付資料9として提出し、2025年1月9日までに当該認定を取得したことを確認できる書類を、添付資料10として、提出する必要があることとします。 ただし、応札後に広域認定を取得しようとするメーカーの蓄電池まで対象とした場合には、応札後に結果的に広域認定を取得しない場合には市場退出していただくことになるため、事業実施の確実性の観点から不適切であると考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
164	様式4	広域認定取得の要件により、実質的にメーカーが1社しか利用できないため、入札提出前にメーカーとの適切なコミュニケーションを取り、有利に必要な保証条件を交渉するなど入札の前後に交渉することが難しいという課題があります。これは蓄電所の所有者/運営者にとって不利となり、20年間のプロジェクト運営を困難にする可能性があります。さらに、必然的に他メーカーよりも高価になるため、国民負担増につながる恐れがあります。蓄電池の売り手市場となってしまうことを防ぐため、電源等情報登録期限である10月25日までに、広域認定の取得がまだの場合、申請書の提出の証明を示すことで提出を受理いただくことを可能としていただきたい。これを認めていただくことにより申請可能なメーカーの候補を大幅に増やすことになると思います。広域認定の取得を誓約する追加のメーカー、または将来メーカーを変更するための仕組みを明確に取り入れていただけますようお願い申し上げます。	No.163参照
165	様式4	7. 廃棄物処理法上の広域認定取得について、こちらは蓄電池供給側が電源等情報登録時点（~2024/10/25）までに完全取得する必要があるか。例えば、認定見込みや予定等では足りないか。	
166	様式4	「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」について、現在の認定事業者は限られており対応のハードルが非常に高いため、新規認定の申請を証憑の代替としていただく等の対応をいただきたいです。 （環境省地方環境事務所への照会・構想の相談などのエビデンス） <参考> ・第2章 新規認定の申請 （1）本制度に対する照会・構想の相談 （2）事前確認 （3）審査（申請書類の提出） （4）標準処理期間 （掲載先）広域認定制度関連 環境省 https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html	
167	様式4	7. 廃棄物処理法上の広域認定取得：事業計画提出時ではなく、制度適用期間開始までに取得することと緩和頂きたい。理由は同広域認定取得の通知から事業計画提出まで、3か月と短期間であり、日本における研究所の保有など、広域認定申請にあたっての必要条件を満たすためには物理的に困難にて不公平であるため。	
168	様式4	7. 廃棄物処理法上の広域認定取得について、本事業計画の提出時点で・採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業者が認定を取得していることが必要となるのでしょうか。また、例えば蓄電池関連製品での認定を取得している事業者へ委託、協働するとして認定取得に代えることは可能か明記すべきと考えます。	No.162参照 後段については、認められません。

No.	対象個所	ご意見	回答
169	様式4	【意見】 廃棄物処理法上の広域認定取得の証憑につきまして、下記のようなエビデンスを以て申請可能とすることを御検討願います。 ・環境省地方環境事務所での打合せ議事録等、打合せをした事実や内容が証明できるもの。 ・取得する目標時期の明示。 【理由】 ・廃棄物処理法上の広域認定は1,2カ月では取得が困難であり、申請資格者が取得済みのメーカーに限定され、新規参入の妨げになるため。 ・上記の結果、蓄電池の供給量が制限され、需要とのバランスが取れない可能性があるため。	No.162参照
170	様式4	「※以下の事項について、資料を提出できない場合や、内容が不十分の場合には、応札を認めない場合がある。」について、"7.廃棄物処理法上の広域認定取得"とも関連して、広域認定取得が電源等情報登録時に間に合わず広域認定取得の証憑が提出できない場合は、応札は認められないのでしょうか？ もし広域認定取得の証憑が提出できない場合でも、応札が認められる場合があれば、その状況を御教示下さい。	
171	様式4	「7．廃棄物処理法上の広域認定取得」について。採用を検討している蓄電システムの製造者が広域認定を取得できていませんが、本年度中の取得に向け申請を進めております。申請状況を証憑として提出することで、応札参加資格を得られるよう条件の緩和をご検討いただけますでしょうか。	
172	様式4	7.廃棄物処理法上の広域認定を取得している事の信憑を提出するように求められているが、同広域認定を取得しているメーカーは国内メーカー数社のみと理解しています。同広域認定の信憑を電源等情報登録で提出を求め、提出出来ない場合は応札を認めないとする所、今年度の長期脱炭素電源オークションでは、これら数社の蓄電池を採用した計画しか落札出来ないという事でしょうか？	
173	様式4	「7.廃棄物処理法上の広域認定取得」について現時点で広域認定取得している事業者は限られており、新規取得に係る標準処理期間は環境省の担当者が申請書類を受理した日から3ヶ月とされております。そのため、新規取得する事業者の蓄電システムでは電源等情報登録時に証憑を提出することが困難となるため、認定を取得した時点（落札後になる可能性あり）で提出することを認めていただくか、環境省の担当者に申請書類が受理された証憑で代替することを認めていただきたい。	
174	様式4	7．廃棄物処理法上の広域認定取得　について 現状取得済みの蓄電池メーカーが限られており、生産量も限界があることから、募集量を大幅未達や落札価格の上昇に繋がる恐れがある。 したがって、取得済みの製造者のみならず、取得中、あるいは取得予定がある製造者も認めてほしい。	No.162参照 電源情報登録後、応札前に、メーカーの変更をすることはできません。 落札後に、広域認定が新たに取得できたメーカーに変更しようとする場合、再度蓄電池に係る事業計画を提出し、審査に合格しない限り変更は認められません。
175	様式4	蓄電池サプライヤーの廃棄物処理法における広域認定に関して、どのタイミングで取得しているべきでしょうか。広域認定を現在申請中で、電源情報登録時に取得できていないメーカーは採用不可能でしょうか。電源情報登録後、応札前に広域認定が新たに取得できたメーカーに変更は可能でしょうか。また、落札後広域認定が新たに取得できたメーカーがいる場合も変更可能でしょうか。変更が可能である場合、最終的な変更申請の期限を設定いただけるとわかりやすいです。	
176	様式4	「7.廃棄物処理法上の広域認定の取得」に関して、新規参入事業者に広く参入の機会を与えて頂く観点から、本年10月に予定されている電源等情報の登録時点で提出する証憑類に関して、一定の要件緩和を要望致します。 一般に、広域認定の申請から認定取得までは1年以上の期間を要します。今回は、本件オークション及び蓄電池システム導入支援事業ともに広域認定の取得が求められており、環境省への申請が集中することが想定されるため、さらに時間を要することが懸念されます。特に、確認作業を含む環境省本省での各手続きは、所要期間を合理的に見通すことが極めて困難です。従って、(i)蓄電池供給事業者自身により一定程度短縮の余地があり、且つ(ii)広域認定取得要件を満たしていることが高い確度で検証されている合理的なマイルストーンとして、下記①及び②を電源等情報の登録時点での要件として頂くことを要望致します。 ①環境省「広域認定制度申請の手引き（令和3年9月版）」のP.9記載の「(1)本制度に対する照会・構想の相談」として、環境省地方環境事務所に広域認定申請書別紙3, 4-1, 4-2及び8-1を提出し、申請が広域認定制度に適合していることの確認が得られていること。 ②上記①のエビデンスとして、当該申請書別紙一式および地方環境事務所との議事録（地方環境事務所が署名または捺印した議事録、または電子メール等による適合確認の環境事務所回答）をもって認めて頂くこと。	No.162参照

No.	対象箇所	ご意見	回答
177	様式4	現状、大型リチウムイオン蓄電池の広域認定は実質上にてGSユアサ（市場シェア１％不足）の一社しか取っておりません。 しかも各電池メーカーの認定申請進捗から見ると、少なくとも１年程度時間掛かると分かりました。 もし「広域認定取得済み」は必須条件とされましてら、 全部GS社を採用するしかなくなり、落札価格はグローバル価格と比べて割高であり、業界の先端製品も導入できず、国民負担が大きくなるという結果は、予想できます。 なので、今年度の入札条件について、「広域認定取得済み」という要件を除く、又は緩和のご検討、ぜひともお願いいたします。	No.162参照
178	様式4	広域認定取得に関しては、事業開始期間が数年後であることを考慮すると、現時点で取得を完了している必要はないと考えられることから、広域認定取得に向けた計画書の提出を要件とし、同計画書に記載した期限までに取得できない場合は他の蓄電池への変更もしくは市場退出としてはどうか また、技術革新が進む中で、蓄電池の製造者は広域認定以外にも、蓄電池のの責任あるリサイクルや廃棄に向けた取り組みを行うことが期待される。そのため、サプライチェーンが成熟するにつれ、この基準に柔軟性を持たせることが望ましいのではないか。	
179	様式4	「7．廃棄物処理法上の広域認定取得」について、蓄電池セルメーカー、PCSメーカー、販売者がそれぞれ異なる場合、三者の内誰が認定を取得しておく必要があるのでしょうか？	採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得している必要がありますので、その旨を様式に反映します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
180	様式4	3.電源等情報の登録（5）に、様式4に規定された書類を提出できない場合は、応札が認められない場合があるとの事ですが、様式4の7.廃棄物処理法上の広域認定を取得している信憑の提出が出来ない場合は、応札参加が認められないのでしょうか？	御理解のとおりです。ただし、当該認定を未取得の場合は、電源等情報登録の期間に、広域認定制度申請の手引き（ https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf ）第2章2.1（3）のとおり、環境省廃棄物規制課が受理し受けていることを確認できる書類を、添付資料9として提出し、2025年1月9日までに当該認定を取得したことを確認できる書類を、添付資料10として、提出する必要があります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
181	様式4	2025年度のオークションには、参加の条件として、広域認定必ず必要あるか。	今後検討して参ります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
182	様式4	様式4について、蓄電池供給事業者が広域認定を取得することが記載されていますが、入札後の審査において入札者と供給事業者間における廃棄に関する契約やコミットメントなどは求められる可能性はございますでしょうか。	様式4を提出する段階で、求めることを想定しております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
レジリエンスについて			
183	様式4	代替部品の迅速な供給について、迅速の範囲の明確な基準はあるか。迅速な体制があれば拠点が海外ということをもってNGではない理解でいいか	様式4 で記載している内容以上の基準はございません。海外の拠点が除外されるものではございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
184	様式4	8. レジリエンスについて、早期復旧の期間や達成合理性（過去に資料提出を含む）などは定められているか。	
185	様式4	「8.レジリエンス」に主要部品の供給拠点について、蓄電所内に倉庫を設け主要部品を管理し、異常時に倉庫の部品を使い、消費した部品を蓄電池・PCSメーカーから倉庫に補充するという運用方法は可能ですか？	ご意見のような方法も考えられます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
186	様式4	8. レジリエンス "蓄電システムの早期復旧"の定義および提出を求める資料の内容を明確にするため、「令和4 年度補正再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金」の実施計画書にて要求されていたように、「採用予定の蓄電システムメーカーが国内にサービス拠点を有していること」、「採用予定の蓄電システムに搭載される蓄電池およびPCSの製造ラインが国内にあること」の資料を提出することを記載してはどうか。	御指摘のようなケースに限定される訳ではございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
187	様式4	レジリエンスについて、具体的に要求される体制が記載されておらず、どの程度の体制を整えればよいかが不透明なことから、要件として本要綱に記載してはどうか	これ以上詳細に記載することは困難ですので、事業者として対応できる内容を御記載ください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
188	様式4	8. レジリエンス：蓄電池だけに要求するのではなく、原子力発電をはじめ、全電源に対し同一のレジリエンス対応をもとめるべきと考えます。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
審査項目について			
189	様式4	補助金の審査項目の導入については、その要否も含めて再検討が必要ではないでしょうか。 これらの審査項目を導入するにしても、その目的が補助金とは異なるため、オークションにおいては審査項目の内容を見直したり基準を具体化するという検討が必要ではないでしょうか。 理由： 補助金では事業者の努力に応じた点数付けがなされ、その大小で採択が決まりますが、オークションでは約定はあくまで価格で決まります。したがって、これらの審査項目は補助金側では全てが要件ではありませんが、オークション側では実質的に要件として用いられることになります。 こういった違いを踏まえれば、補助金の審査項目をオークションに導入することの要否の再検討が必要と考えます。 導入するにしても、補助金ではおおまかな審査項目のみを示して事業者の努力を促せばよい一方、オークションでは参加要件となるため、内容の見直しや基準の明確化が必要となるのではないのでしょうか。	蓄電池は、相対的に準備作業の負担が小さいこと等から電源間の競争条件を可能な限り共通化することや、今後、大量の蓄電池が導入されていくことに鑑みれば、一定の規律を課すことが必要です。 このため、補助金事業の要件を参考に、できるだけ具体化した上で、必要な要件を課すこととしています。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
190	様式4	GXリーグのメンバーであることが蓄電池の事業計画において有利に働く要素はありますでしょうか。	そのようなことはございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
191	様式4	様式4に「資料を提出できない場合や、内容が不十分の場合には、応札を認めない場合がある。」「落札後に再度本計画を提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。」との記載があるが、要件審査なのか採点審査なのか、また審査基準がどのように設定されるのかを明確に示していただきたい。例えば「廃棄物処理法上の広域認定取得」を電源等情報の登録までに新規取得することは認定取得に要する期間を考慮すると現実的ではなく、これが要件審査項目となると実質的に採用可能な蓄電池メーカーが限定されてしまい、結果として本オークションに参加する蓄電池事業者が減少することになり、本オークションの趣旨に反することになるのではないか。また、資源エネルギー庁が実施している蓄電池の導入支援事業（補助金）との整合性も取れなくなるのではないか。	本オークションと蓄電池の補助金事業ともに、要件審査となっております。 また、様式4 に記載している以上に詳細な評価基準をお示しすることは困難です。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
192	様式4	今年度入札分から蓄電池に係る事業計画の提出が求められ、 2～8について要求基準が存在しておりますが、 全ての基準を満たすことが必須となりますでしょうか？ 一つでも満たしていない項目があった場合、要件を満たしていないという判断になるということになりますか？	御理解のとおりです。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
193	様式4	本様式に係る審査は、2.～8.の項目について行われ、1.の内容のみをもって合否を決められるものではないことを確認させて頂きたい。	
194	様式4	応札価格が安く質の低い応札を回避するため、価格点のみの評価ではなく洋上風力発電のように総合評価にするべきではないか	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
195	様式4	蓄電池の生産段階の環境負荷などライフサイクルアセスメントでの評価結果なども提出させるべきではないか	
196	様式4	国審議会等では、「事業規律の確保を求める」という議論があったのに対して、様式4の事業計画での要件を満たしていれば、あとは価格勝負と理解しました。一方で「資源エネルギー庁が実施している蓄電池の導入支援事業（補助金）と整合性のある形で、事業規律の確保を求める」という方針には満たせていないと思えるため、少なくとも事業計画の内容に関しては、審査・採点すべきと考えます。	
197	様式4	意見： 蓄電池に係る事業計画の記載項目として、現在の8項目に加え、以下を追加していただきたい。 「接続検討回答書にて電圧変動対策が求められる場合は、インバーター電源を活用した電圧一定制御などの対策を求める」 理由： 1．グリッドコード検討会におけるフェーズ2の検討において、インバーター電源を活用した電圧一定制御については、太陽光・風力などインバーター電源の(2025年前後)検討項目で検討することと整理されている。 2．系統容量に対して接続検討件数が急増した北海道や九州エリアでは電圧変動対策が当初から求められるケースが目立つようになってきており、それらへの対策が十分に検討されていない事業者は適切な事業計画・入札価格に反映されていない恐れがある。 3．本オークションは4年後の稼働を目指している電源として、上記要件を満たすのが適切ではないかと思料するため。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
全般について			
198	様式4	落札後も変更が生じれば審査が行われるとのことですが、審査に要する時間を御教示ねがいます。状況に応じてハードウェアの仕様を変更するといったことはありうることであり、審査に時間がかかれば結果的に何らかのリクワイアメントを達成できずペナルティを受ける等の不利益が生じる可能性があります。 または審査に要した時間の分は供給力提供開始時期や供給力提供開始期限を過ぎてもペナルティを免除されるといった規定を御検討ねがいます。	審査に要した時間の分は供給力提供開始時期や供給力提供開始期限を過ぎてもペナルティを免除されるといった規定を設ける予定はございませんので、十分な時間的余裕をもって変更手続きを行ってください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
199	様式4	電源情報登録時に様式4で提出したサプライヤーを1月の応札までの間に変更することは可能でしょうか。承認によって可能な場合、応札に間に合うための期限等はございますでしょうか。また、どのような基準によって変更に係る審査を行うのでしょうか。また具体的には様式4を再提出し、それに基づいて審査することになるでしょうか。 また、複数のサプライヤーを提出することは可能でしょうか。複数のサプライヤー名を様式4として提出したにもかかわらず、応札後の審査において一部のサプライヤーからの見積もりを提出せず、提出済みの他のサプライヤーの見積もりのみを提出する場合は失格となるでしょうか。 (例。電源登録時にA,B,C,D,E社の計5社を採用予定として提出。応札までにA,B,C,D者は競争力がないとわかったため、応札をE社のみの見積もりに基づいて行い、応札後の審査ではE者の見積のみを提出)	電源等情報登録期間以降の変更は、落札後に、再度様式4を提出して、審査を受けてください。様式4では、1社のサプライヤーを記載ください。応札価格の監視においては、当該事業者の見積もりを提出することは必須ではありません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
200	様式4	現在、蓄電池メーカー間の競争が非常に激しく、今回の要件に合致するメーカーが複数出てくることが予想されます。 その際、導入予定の蓄電池のメーカーや型番を一つに絞ることは、事業者のフレキシビリティを失わせることになります。このため、複数のメーカーを併記することを許容すべきと考えます。ご検討のほど、どうぞ宜しくお願い致します。	審査の都合上、電源等情報登録時点で導入の可能性が最も高い蓄電池に関して、記載することとしてください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
201	様式4	現在、蓄電池メーカー間の競争が非常に激しく、蓄電池の型式変更やメーカーの統廃合、メーカーの優位性などが短期間で変動することが想定されます。 その際、事業者側の解釈を明確化するため、落札後に導入予定の蓄電池のメーカー・型番が変更になった場合でも、2～8の項目が満たされれば変更を認めることを明記にすべきと考えます。ご検討のほど、どうぞ宜しくお願い致します。	2～8の項目が満たされれば変更は認められます。この点は記載せずとも明確であることから、追記することはいいたしません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
202	様式4	事業計画は、電源等情報登録～応札の間は何度でも再提出可能でしょうか。また落札後～制度適用開始前の間も何度でも提出可能でしょうか？	応札までの間は、電源等情報登録の期間のみ、提出いただくことができます。 落札後は、蓄電池に係る事業計画の内容に変更が生じた場合には、再度提出し、審査を受けることができます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
203	様式4	蓄電池に関して、応札後の審査において制度適用期間内の蓄電池の劣化見込などを確認する予定はありますか。	制度適用期間中におけるリクワイアメントのアセスメントにおいて、供給力が適切に供出されているかを確認することとなります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
204	様式4	様式4について、応札者がコンソーシアムの場合、コンソーシアムのメンバー企業のいずれかが行っていれば良いか。行政確認については具体的にどこまで確認すればよいのか。	コンソーシアムの場合、代表企業が応札者となっていただくこととなるため、応札者が記載してください。立地自治体の御理解を得ている資料をご提出ください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
205	様式4	様式4について、蓄電池事業の要件が厳格化されていますが、現制度では制度適用期間が終わるまでの運転継続が担保されていないと思います。事業者のリスクの取り方として整理するだけでなく、例えば機器の長期保証契約の有無に応じて加点されるような整理を追加頂かないと、リスクの高い電源だけが落札される恐れがあると考えられます。	本制度は価格競争入札制度ですので、加点方式による総合評価をすることは困難と考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
206	様式4	添付資料6に特定のフォーマットがありますか？	特定のフォーマットはございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
207	様式4	様式4について、採用予定のサプライヤーは落札後に承認があれば変更が可能ということですが、承認の条件はどのようになるでしょうか。また、変更可能なタイミングは落札後であればいつでも可能でしょうか。	様式4の2. ～8. を満たす場合には、変更は可能です。 変更申請は、供給力提供開始日までに審査が完了することが必要となります。 なお、審査には一定期間を要するため、早めの変更申請が必要となります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
208	様式4	[様式4]蓄電池に係る事業計画の※（2つ目）の文において 『以下の事項について、資料を提出できない場合や、内容が不十分の場合には、応札を認めない場合がある。』とあり、これは、蓄電池への規律事項である2「安全設計」～8「レジリエンス」までのエビデンスの提出を求めているものと推測いたしますが、できれば『応札を認めない場合がある。』ではなく、『応札を認めない。』等の断定した表現の方が事業者側は判断し易くなりますので、ご考慮をお願いします。 また、先日(7/25)のオークション制度説明会にて、広域機関より上記の規律は全て入札要件との説明・周知がなされたと認識しておりますが、蓄電池事業において、事業費の大半を占める蓄電池の選定に当たっては、入札価格等への影響も大きく、正式な募集要綱等の公示でなければ、事業者側も蓄電池を選定(最終判断)し難い状況です。蓄電池への規律事項が入札の要件となるのか、否かについて、できるだけ早い公示を要望いたします。	御指摘を踏まえ、「応札を認めない。」と修正します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
209	様式4	* 1 「以下の1～8の内容に変更が生じた場合には、・・・以下の審査に合格しない限り変更は認められない。」とあるが、「以下の審査」とは、2、3、4、5、7、8の要求書類の提出と理解してよろしいでしょうか？（メーカー変更により再度、住民説明会実施は不要と理解） また、「審査に合格しない限り変更不可」とあるが、各項目の要求書類を不備なく提出すれば変更が認められ、不当に承認が遅延されることはないと理解してよいか？	前段は、御理解のとおりです。 後段は、事業計画の内容が適切であり、適切な書類が提出されれば、変更は認められます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
210	様式4	添付資料2、3、5、6はフォーマット指定はなく、自由記述式ということでよいか	御理解のとおりです。（ただし、添付資料の番号は変更されています。） (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
211	様式4	蓄電池は劣化を伴うデバイスであることから、蓄電池メーカー保証値を踏まえた20年間の供給力確保を示すドキュメントを求めるべきではないか。 応募価格を抑えるために、劣悪な蓄電池を採用することを防止し、本来の目的である長期にわたる供給力確保に資すると考えられる。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
212	様式4	* 1 「電源等情報登録時点で導入の可能性が最も高い蓄電池に関して、記載すること」とありますが、そもそも、容量拠出契約に従い対価を受領しており、補助金と異なるのでメーカー名、品番などを要求するのは妥当性に欠ける。また、もしその条件を要求するならば、蓄電池だけではなく、全電源で同一の条件とするべき。	
期待容量等算定諸元一覧について			
213	様式 6	蓄電池/揚水の3時間～6時間カテゴリーのエリア毎の調整係数について、新規投資のエリア偏重の原因となるためエリア一律として頂きたい。またはエリア毎の約定となるようご検討いただけますでしょうか。地域ごとに上限があるのであれば約定も地域毎とするのが合理的と思われる。現状では東京エリアのみ著しくプロジェクトの組成が困難となります。	蓄電池・揚水については、各エリアの電力需給状況や電源構成、地域特性などに基づいてエリア毎に調整係数を設定しております。 また、本制度での応募は、エリアごとに募集量を設定するのではなく、北海道から九州までの全エリアで一括の募集量を設定することとしておりますが、今後、必要に応じて、特定の電源種を特定のエリアで募集することを検討する等、制度の在り方を検討することとされております。
214	様式 6	エリア毎の調整係数について、調整係数を乗じた期待容量を超えた利用可能容量について、他市場収入の返還が免除されますか。 例として東京エリアの設備容量100MW/3時間の蓄電池/揚水発電において、期待容量は約60MWとなる。期待容量分の運転に関しては容量収入が得られるため、他市場収益の還付を行うことは合理的であるが、期待容量を超えた40MW分の運転に関しては他市場収入を100%得られる建付けとすることが、新規投資のエリア偏重を避けるためにも必要と考えております。	他市場収入と可変費は、基本的には、電源全体（既設火力の改修案件の場合は、新たに生じる脱炭素kW）から生じる他市場収入・可変費が対象となります。 ただし、「自家消費等」が存在する場合は、その分を控除した範囲となります。詳しくは、以下の資料をご確認ください。 https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/pdf/tashizyokahenhihani.pdf
その他			
215	-	一国民で何の利害関係がありません事をまず申し上げます。 まず名前が複雑すぎるし、中身を提示しておらず、ミスリードです。 補助金で火力発電、原子力発電を補助する制度であることを名前から想定できないと思う。 もっと国民に理解できるように正直で誠実な対応を願う次第です。 この資金のソースは電気料金のようなのですが、きちんと明確に「再エネ賦課金」のように明示して国民の理解を得ることが先であろうと思う。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)